

網膜色素変性症の治療法確立等を求める意見書
(群馬県議会(第一三三六号))

薬物乱用対策強化を求める意見書(岩手県議会)
(第一三三七号)

薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関
する意見書(岐阜県岐阜市議会(第一三三八号))
労働者派遣制度の抜本的見直しに関する意見
書(大阪市議会(第一三三九号))

ワーキング・プアの解消に向けた社会的セーフ
ティネットの再構築に関する意見書(山形県
村山市議会(第一三四〇号))

ワクチンの供給体制の確保及び新型インフルエ
ンザへの対応等を求める意見書(兵庫県議会)
(第一三四一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
新型インフルエンザ予防接種による健康被害の
救済等に関する特別措置法案(内閣提出第七号)
厚生労働関係の基本施策に関する件

○藤村委員長 これより会議を開きます。

厚生労働関係の基本施策に関する件について調
査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として消防
庁審議官石井信芳君、厚生労働省職業安定局長森
山寛君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存
じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤村委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○藤村委員長 質疑の申し出がありますので、順
次これを許します。中根康浩君。

○中根委員 おはようございます。民主党の中根
康浩でございます。

持ち時間十分ということでございますが、有能
な我が党の初当選議員の皆さんの思いも込めて精
いっぱい厚生労働行政について質問させていただきます
ますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

鳩山内閣の使命は、まさに格差解消、貧困対
策、弱者対策、生活第一という我が党の訴えを
実現するには、まさにこの厚生労働委員会が主戦場
になるものと思っております。この観点から、四
点についてお尋ねをいたします。

これは、長妻大臣の大変な御功績でもあると思
われます。もし政権がかわらなければ恐らく永久
に出てこなかったかもしれない我が国の相対的貧
困率が十月の二十日に発表されました。二〇〇
七年で一五・七％、子供のいる世帯では一二・
二％、一人親世帯では五四・三％。国際比較でも
極めて高い数字、深刻な状況だと言えらると思
います。具体的な削減目標を具体的な数字で
お示しただけがあればありがたいと思いますが、よ
ろしく願ひいたします。

二点目。生活保護世帯の母子加算、これも長妻
大臣の御英断で復活をいたしました。来年の四月
以降、来年度からはどうなるか。ぜひ継続をして
いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
あわせて、子ども手当が民主党の主張どおり実施
された場合にどうなるか、この点についてもお答
えをいただきたいと思ひます。

三点目。障害者自立支援法について。

障害者が重ければ重いほど負担が重くなる、立法
過程で当事者の声が反映されなかった、財政抑制
が先行し利用抑制ばかりが際立っていた、さまざま
な悪評がつきまとうこの法律であるわけであり
ます。大臣はこれまでもさまざまな場面で廃止を
表明しておられますが、改めて、この厚生労働委
員会におきましてもしっかりと廃止に向けての御
発言をいただきたいものと思っております。

あわせて、民主党のマニフェストにも盛り込ま
せていただいておりますが、当事者の声が十分反

映された制度づくりのため、障がい者制度改革推
進本部、これについては我が党の園田議員が極め
て力を入れて取り組んでいるところでありますけ
れども、この本部を内閣に設置するということに
ついての閣議決定、これについては、予算委員会
でも議論が展開されておったとは思ひますけれど
も、改めてこの厚生労働委員会のおきまして
も、一日も早く閣議決定をしていただき、当事者
の方々に光をもちたしていただきますようにお願
いを申し上げます。この点についてお
伺いをいたします。

四点目。ことは派遣村の再現実を許さないとい
う決意で取り組んでいただいておりますが、その
意味でも、十月に緊急の雇用対策をお決
めいただきました。あわせて、自殺対策、派遣労
働のあり方の見直し、生活保護のあり方の見直し
も国民目線で御検討をいただいているものと思
っております。

その中で一つ、今極めて問題視されているの
が、貧困を食い物にしている、あるいは生活保護
費をピンはねしているのではないかと厳しい目で
見られているのが、社会福祉法第二条の三項八で
定められているいわゆる無料低額宿泊所。これに
ついては、全国で約一万四千人が利用し、九割の
方が生活保護受給世帯である、劣悪な居住環境、
あるいは行き過ぎた金銭管理、近隣の相場を無視
して住宅扶助の額に高どまりをしている利用料、
あるいは暴行、暴言、虐待、利用料の使途、内訳
が不明瞭である、多額の利益を上げ過ぎている、
情報が開示、さまざまな問題点が指摘をされて
おります。

今や、この無料低額宿泊所については、届け出
制ではチェックし切れない、法規制が必要なので
はないか、あるいは悪徳なものについては御退場
いただく、やめていただく、そういったことも含
めて厳しい姿勢で臨まなければならない局面に差
しかつていないのかと思ひます。また、この無料
低額宿泊所のあり方について厚生労働省の御見解
を伺いたいと思ひます。

まずはここまで質問させていただきます。どう
ぞよろしく願ひ申し上げます。

○藤村委員長 残り五分以内になりました。

○長妻国務大臣 中根議員におかれましては、厚
生労働行政にこれまでも貴重な御意見、アドバイ
スをいただきまして、ありがとうございます。今
後ともよろしく願ひいたします。

今、多数のお尋ねがございまして、端的にお答
えいたしますと、まずは貧困率、全体でいうと一
五・七％、初めて公表させていただきました。こ
の貧困率の原因なども詳細に分析をして、我々と
しては、これを減らすということを一つの柱とし
て政策を遂行していこうと考えております。

ただ、具体的な数値目標をどうするかにつきま
しては、これは今後議論を重ねる必要があると思
ひますが、結果としては、我々が今政策として考
えております子ども手当、来年度からでございま
すが、等々の、消費者の皆さん、生活者の方に直
接届く政策が結果的に貧困率を改善するものであ
るというふうに認識をしております。

母子加算につきましては、ことし十二月から復
活をさせていただくということとなりまして、我々
としましては、概算要求でも、もちろん来年度もそれ
を継続するというところで要求させていただいており
ますので、私としては、その要求が実現するよう
全力で努力をしていくことでございします。

障害者自立支援法につきましては、私どもは廃
止をしよう。自立支援という名のもと障害者の
方に御負担を、特に重度の障害者の方ほど御負担
が高くなるという、障害者の皆様方のある意味で
は尊厳をも傷つけるような考え方はなかったの
かという反省に立つて廃止をする。そして、その
後の新しい制度は、応能負担を基本とし、制度の
谷間がない、つまり難病の方々も含めた新しい考
え方に基づく制度が必要であるというふうに考え
ております。

ただ、その制度移行の前にも、来年度の概算要
求で、自己負担の軽減をまず実行していこうとい

うことで、その措置の予算要求もさせていただいてるところであります。

そして、派遣村につきましては、私どもとしては、緊急雇用対策本部もつくりまして、まずは十一月の三十日、今月三十日に、全国の御協力いただく自治体の方々が、ある地区のハローワークにおきましてワンストップサービス、そこでは職も御相談に乗るし、生活保護あるいは住宅手当あるいはつなぎ融資なども、市役所の職員の方あるいは社会福祉協議会の方々が御協力いただいで、一カ所に集まっていたいて、一カ所である程度御相談に乗れるという体制もつくっていきたいというふうに考えております。

そして、いわゆる貧困ビジネスという言葉があつて、これは余りよくない言葉だと思います。先ほど御質問にございました無料宿泊施設などどもそういう問題もはらむケースもあるというふうに聞いておりますので、山井政務官中心にプロジェクトチームをつくって、それについては今対応し、ヒアリングを続けているところでありまして、必要があれば山井政務官が御答弁を申し上げるということでございます。

○藤村委員長 山井政務官、時間が来ておりますので。

○山井大臣政務官 はい。端的に一点だけ補足をさせていただきます。

この無料低額宿泊所、これは貧困ビジネスの中でも悪質なものが非常に多いと言われておりまして、こういうことによる生活保護費のピンはねというものがどんどん放置されると、生活保護行政に対する国民の信頼もなくなつてまいりますので、このたび、私を主査とするプロジェクトチームを厚生労働省内に設置しまして、先ほどおっしゃった、届け出制ではなく許可制へという法改正の是非も含めて検討をしております。

○長妻国務大臣 一点お尋ねから抜けたものがございました。申しわけございません。

御指摘をいただいた障がい者制度改革推進本部、これを内閣府に設置しよう、こういうことに

ついて今準備を進めておりまして、これは障害者の福祉、雇用を所管する厚生労働省としても積極的に協力をするというところでございますので、また御指導いただきたい。これは、国連障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備を行うこと等も検討するところでございますし、障害者施策を総合的かつ集中的に改革する、こういうような役割を担う本部でございますので、今後とも御指導いただきますようお願い申し上げます。

○藤村委員長 中根君、時間が来ておりますので、短く。

○中根委員 無料低額宿泊所につきましては、行政も都合がいい、利用者も当面都合がいい、経営者ももうかる、変なウイン・ウイン・ウインのようない関係になつておりますが、これは明らかに厚生労働行政の怠慢を指摘されているということでもありますので、ぜひとも厳しく対応していただきたいと思ひますし、あわせて、きょう質問したそれぞれの事項につきまして、長妻チームの誠実なお取り組み、そしてしっかりと結果を出していただきますようお願いを申し上げます。質問を終わります。

ありがとうございます。

○藤村委員長 次に、阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党の阿部知子です。私は、いただきました二十分三問御質問をいたしますので、大臣にはなるべく短目に御答弁をお願い申し上げます。

一点目は、保育の問題であります。昨年十月の地方分権推進委員会の第三次勧告を受けまして、これは、主には保育の現状、非常に待機児童が多い中、保育にかかりまして、地方分権の観点からより自治体の権能を強めていこうという趣旨でございますが、それに対して、十一月の四日、厚生労働大臣で御発表されたのは、特に東京都など待機児童が多いところについては、待機児童解消までの一時的措置として、居住面積基準をある意味では標準として、スタンダードを決めるがあるときはそれを下回ることがある

かもしれないということを認める方向の御発言であつたと思ひます。

簡単に御説明のために皆さんのお手元に資料を配付してございますが、一枚目、ここには、認可の方が無認可より条件がいいと言われます、その認可保育園の面積基準のイメージ図でございます。ゼロから一歳児であれば六畳間に三人。しかし、ここにはベッドもあり、さまざまなものがあつて、その空間で子供が暮らし、プラス保育士がおられる。二から五歳児になりますと六畳間に五人。そこにいろいろな荷物を入れる道具箱、そして保育士がおられるということで、現行の認可保育園の面積ですら、子供の健全なる発育という観点からいえば非常に問題が多いものと考えます。

そして、そうした認識は、めくつて二枚目にございます児童福祉施設最低基準というものの取り決めの中に、これは自治体が専ら設置するといったしましても、下線が引いてありますが、「最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができ」と。国ができることは、最低基準を下回らないことではなくて、それを超えてよりよくしていく。これは、ひとえに子供の健全なる発育にかかわる子供の権利保障の観点からであると思ひます。

さて、長妻大臣が、一時的にはあれ、待機児童の解消のためにこの面積基準の低下を、起こり得ることも含めてお認めになつていらっしゃる御発言であります。そもそも大臣にあつては、現状この面積が非常に少なく、子供たちにとっては、狭いところにいっぱい詰め込まれると本当にいさかいが多いし落ちつかない子になるし、さまざまな発育の問題により影響はないという御認識はおありでしょうか。

○長妻国務大臣 今の御質問でございますけれども、私どもとしても、最終的には保育の質を上げる、そこで入所されておられるお子様方にも広いお部屋で保育をするということはもちろん目指しております。

ただ、今回の件につきましては、地方分権の観点から、三次勧告ということで、いわゆる義務づけ、枠づけということでお話をございました。我々すべてを地方にお任せしたわけではございませんで、例えば保育士さん一人に対して園児は何人までか、こういう人員についてはこれはもう国がきつと決めます、こういうことを申し上げておりました。面積基準について、一定の限定的な措置、つまり、一定期間、待機児童が解消のめどが立つまでの間、しかも、東京等の地価が高いなどという面積がとりにくいところを、全く手放しではなくて、地方自治体の条例で責任を持つてお決めたいただきたい、こういう地方に責任を負つていただくということですので、我々の趣旨も十分お伝えした上でそういうお話を申し上げたところでです。

○阿部委員 たえ趣旨をお伝えになつても、先ほど広いとおっしゃいましたが、そんなに広い空間を求めているものでなく、最低限の、本当に子供と子供がぶつかり合わない、そこでさまざまな立ちが起こらないための空間の確保でございます。

では、一時的にとおっしゃいましたし、待機児童解消までの間というお考えでありましたが、そもそも前政権がおつくりになつた待機児童の基準というものは、これは、今までは認可外保育園にお入りの方とか、あるいは企業の保育所にお入りの方も待機児童としてカウントされておりましたものを、簡単に詰めて言いますが、どこかにとりあえず入つていけば待機児童にはカウントしないという方法で、表面、待機児童数はいつときは減つたやに見えました。そういう基準の変更をしてもなお、現状で保育を求める親御さんの数は多うございますから、待機児童はふえてございますが、今政権にあつては、待機児童の定義です、簡単に定義を変えて現実を変えることは、できるけれどもやつてはいけなかつたと思ひますが、現実をききんと把握しなかつたと思ひますが、待機児童というのはどういうふうな定義でお考え

か、どういふふうにみなすのか、そして、ここには、御答弁には一時的措置とありますが、それでは待機児童をなくすために具体的に何が必要とお思いか。本日に申しわけないんですが、短くお答えください。

○長妻国務大臣 お答えをいたします。

待機児童の定義の問題でございますけれども、今、無認可保育所に入っておられる方で認可保育所に行きたい方、これはもちろん待機児童としてカウントをしているところでございますが、例えば、都道府県によっては、認証保育所、つまり都道府県が認定をする保育所、そこに入っておられる方は待機児童としてはカウントしないということになっております。これにつきましては、自治体においても独自の施設整備や配置基準を設定している、あるいは自治体が運営費等を補助することと利用者負担の軽減等を図っているなど、自治体の関与のもとで認可保育所にかわる適切な保護が行われている、そういう考えのもとそういうカウントをしているところでございますが、そういう認証保育所も含めた人数というのは、これはきちつと我々もお示しをしていくということでございます。

そして、何が必要かということでありますけれども、これはもちろん質の高い保育施設をふやすということと、私どももいたしまして、概算要求におきまして、前政権以上のスピードでそれをふやしていきたいということで、今そういう政策を立案、そして実行をしようと考えているところであります。

○阿部委員 大臣の待機児童の実態の御理解というのがちょっと私には違うと思いますが、申しわけないがここは時間がないので、もう少し、今後、非常にこれは重要な問題になっておりますし、例えば無認可に入っておられると、それは一時的にもどこかに措置というか預かれていたという形で待機に数えていかれないということ、あるいは直接契約等々で待機という形に入らないという現状もございまして、今、保育をめぐるのは多様な

実態がございまして。ぜひ新政権にあつては、こういう方が待機児童としてカウントされて上つてくるのか、ここが現実で大変重要ですので、大臣のさらなるお取り組みを申し上げます。

あと一言付言すれば、子ども手当につきまして、御党では二・六万円、我が党は一万円ですが、とりあえず子供のための手当ということには賛成いたしますが、結局、子供に対する支援は、現金給付、現物給付すなわち保育あるいは医療、そして働き方、この三つがパッケージでないとうまくいきません。現下の財政を見ますと、大体一般会計支出における保育にかかります支出は〇・四％と非常に低くなっております。ここでも子ども手当が、フル、満額で五・四兆円とかになつてまいりますと大変バランスを欠いてまいりますので、これもまた来期の御審議の中で私から御質疑をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

二点目でございます。三党の政策合意に基づいて新たな政権が発足して、社民党も今、政権運営の一翼を担わせていただいておりますが、その三党合意の中でも重要な部分に、労働者派遣法の改正問題がございまして。この労働者派遣法の改正問題の結果を受けてという御発言が、一文がございましたが、さて、ではこの労働者のメンバーが本当に公平で公正な人選になつておるかということについての懸念がございまして、御質問をいたします。

去る十月七日に開かれました労働審議の職業安定分科会で、公益委員になつておられます征矢さんが御発言された中に、登録型派遣について、本当に登録型が公共の福祉に反するの踏まえて議論すべきで、原則禁止とする場合は、主婦、高齢者など利用している人たちがいるのに利用できなくなる、本当に公共の福祉に反しているのか危惧されるという御発言がございまして。

実は、この征矢さんは、一九九八年のあの労働法改正の時点で厚生労働省の事務次官となつてお

られまして、この派遣法の改正をいわばリードされた方でありまして。本日にこの方が公益委員というお立場にふさわしいのかどうかでございます。時間がないので引き続いて御説明いたしますが、いわゆる職業安定分科会は〇一年から開催されて、公益委員が七人おられますが、そのうち必ずお一人はいわゆる労働者出身の指定ポストのようになつておる実態がございまして。

皆さんのお手元に資料を配らせていただきましたが、資料の三枚目には、この征矢さんを初め、白井さんから続く四代の方々は、他の公益委員が皆さん三年、四年であるにもかかわらず、この厚生労働省OBの皆さん方は二年間でくるくる交代していかれる。

次のページをおめくりいただきたいですが、ここには、いわゆる厚生労働省からこの公益委員に例えば厚生労働省で労働政策を担った方が行かれて公益委員として発言する、それも派遣法の改正を見直そうとするときにこういう人選が引き続くということは公平性を少なくとも欠くと思ひます。そしてまた代々二年置きに厚生労働省から指定ポストのようになっていくということについて、長妻大臣の御所見を伺います。

○長妻国務大臣 私自身も、一般論で言つても、その審議会の委員の方々にOBの方が自動的につかれるというのはいかがなものかというふうにも思つております。

この労働政策審議会、労働審議と言つておりますけれども、これはILOも含めて、いろいろな労働政策、法案も含めて、それを提出、提言するときは、公益の方々、そして労働者側の方々、使用者側の方々、そういう方がきちつと議論した上で結論を出しなさい、こういう国際ルールもございまして。

こういう審議会での審議ということでございますけれども、今、具体的に名前が挙がつた方等に

つきましては、ことしの四月に任命があり、二年の任期ということもございまして、もちろんこの方一人で全部決めるわけではございませんで、多くの委員の方のディスカッションの中で議論が進んでいくというふうな承知をしております。これまでの例で言うと、大臣などが任期の途中で強制的にかえるという例はなかなかないのではないかとということもありますし、そういう趣旨で国際ルール上設置されたものでもあると聞いておりますので、この二年の任期を終わつた後に、今後、任期がかわる状態の中で、今申し上げたような私の懸念を払拭できるような人事を行つていきたいというふうな考えております。

○阿部委員 確かに、途中で云々はルール上問題がございまして。ただ、大臣に知つておいていただきたいのには、代々三十七人にわたつて、ある意味で指定ポストになつておるわけです。これはいかに何でも公平性を欠くだろうという御認識が大臣にないと、そこでの答申を受けてやりますと言つても公平性を欠くことになると思ひます。

最後の質問でございます。現下、経済情勢が厳しく、さまざまな分野で政府も緊急雇用対策等を打つておられますが、特に公共事業分野あるいは建設事業分野におきましては、経済情勢が厳しい上に、元請、下請、孫請と、どんどんどんどん孫請化されていく中で、いわゆる職場の安全ということに非常に配慮を欠くような事態も懸念されてまいります。

お手元の資料の終わり二枚を見ていただきたいですが、ここには建設現場のボンチ絵という写真と絵がございまして。二メートル以上の高所で作業をしておられる方の場合には転落事故ということが大変多く起こりまして、この絵の真ん中にございまして、胸の高さに置かれた棒、上の手すりとして申しますが、この手すりがあるやなしかで転落事故の頻度が大変多く違つてまいります。

最後のページを見ていただきますと、上のグラフ、いわゆる建設業における死亡災害発生状況の中で、足場からの転落というものが五年間で二百

十七人。下を見ていただきますと、手すりや筋交いからの転落もこれありますが、手すりもなし、安全ベルトもしてなくて、とにかく人間が落ちてしまうという事故が多発しております。

この件に関しまして、厚生労働省では本年六月一日に安全基準を見直しまして、二つの取り決めにいたしました。安全規則の改正と、そしてそれに基づく通達をお出しになったわけでありまして。

しかし、この通達が本当に守られているのかどうか問題であります。落ちれば、転落は死亡事故に直結いたします。今、労働安全衛生規則の方は罰則を伴いますので比較的良好に守られています。安全衛生部長通達というのは必ずしも、業界の皆さんの調べたと五割くらいしか守られていない。手すり一本が人の命を守るかどうかという極めて大きな問題で、この通達を義務化するべきではないか。そして、実態調査。これは業界の皆さんがなさるだけでなく、厚労省がやっていたきたい。

加えて、この数値には一人親方等々は出てまいりません。とにかく守れる命ですから、長妻大臣にお伺いいたします。通達を義務化すること、そして、まず厚生労働省みずからの手で現状を調査すること。それは、統計に上がってこない一人親方等の転落、あるいは亡くなる以外にも重度の頸椎損傷などで後遺症で苦しむ方もおられます。そうした実態調査についての御答弁をいただきたいと思ひます。

○長妻国務大臣 お答えを申し上げます。今配付資料でお配りをいただきました、幅木というものと下さんというものにつきましては、御指摘のようにことしの六月から義務であるということと義務化したわけでございますが、上さんという、胸以上ですか、胸前後のところにあるものについては、ことしの四月二十四日に通達を出させていただきました。これは義務ではございませんが、より安全な措置として、この上さんというものも追加するという通達を出しました。そして、御指摘のように、私どもとしても実態

把握を早急にしたいというふうに考えておりまして、年内をめどに、この普及状況の調査、あるいは、一人親方の方々がどういう事故に遭っておられるのかというのとはなかなかこれまで把握できなかったけれども、これについては年内かどうか、来年にこの調査はぜひ込む可能性もあります。それについてもできる限り把握をしていきたいということ、この事故の実態調査あるいはこの上さん、下さん、幅木の普及状況などの実態把握をしていこうというふうに考えております。

○阿部委員 命を大切にすることを鳩山政権ですから、よろしくお願い申し上げたいと思ひます。終わります。

○藤村委員長 次に、大村秀章君。

○大村委員 自由民主党の大村秀章でございます。

この臨時国会におきまして、きょうが最初の質疑ということになるかと思ひます。自民党、そしてまた野党側のトップバッターとして、質問を順次させていただきますと思ひます。

まず、長妻大臣初め、副大臣、政務官の皆様方におかれましては、御就任おめでとうございます。厚生労働政策、国民にとっては大変大事な政策でありますから、これはぜひ前進をさせていただきますように、御尽力をいただきますように、心からお願ひ、御期待を申し上げますというふうに思ひます。

その上で、私ども、この委員会等々を通じて、特にこの課題、問題点はたくさんありますから、これを実りのあるものにして政策を充実していくように、しっかりと議論をさせていただきますというふうに思っております。その上で、この臨時国会、そしてまた通常国会が本番になるかと思ひますが、十分濃密な議論をさせていただきますように、これはまた委員長を始め関係各位にお願ひを申し上げます。きょうは五時ほど質問をさせていただきます。きょうは五時

いただきますと思ひます。

これは、お手元に私、配付資料を用意させていただきます。まず資料の一枚目に、先般、十一月六日に、これは政府が、鳩山内閣としての天下りの定義について明確にすべきだという私どもの主張に対してお答えを出していただいたものでございます。統一見解ということでございます。

それを見て、正直言つて私はびっくりいたしました。多くの方が、一体何だこれはというふうに思われたのではないかとこのように思ひます。ちょうど真ん中のところに、「公務員が、法令に違反することなく、府省庁によるあつせんを受けずに、再就職先の地位や職務内容等に照らし、再就職をすることは、天下りには該当しない。」というところではないかという指摘もございまして。

率直に言つて、民主党はマニフェストで天下りの禁止というのをうたつていたのではないでしようか。これはマニフェストを破るということにまさきに直結する、つながるということではないんではないでしょうか。この点について、長妻大臣の率直なお考えをお聞きしたいというふうに思ひます。

○長妻国務大臣 この天下りの問題というのは、本当に税金浪費の温床であるということで、我々もかねてより厳しい措置をとるべきと申し上げてきたところでございまして。その意味で、ここにございまして、府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させること」ということを私どもは天下りというふうに申し上げてるところであります。

ただ、私がかねてより申し上げておりましたように、あつせんがなくとも指定席になつていて、例えば、我々の調査で明らかになりましたけれども、五代続けて同じ役所の方が、同じ指定席に自動的にそこに就任をする。それに関しては、あつせんを受けているケースもあるし、OB同士が引き合つていくケースもあるのではないかとこのように考えておまして、こういうものは私は問題

なしとは言えないというふうに考えております。

厚生労働省としては、既に、五代続けて指定席がある天下り団体についての見直し作業を行つておまして、まずは補助金を削減できるのではないのかということで、補助金等については半額を、これは団体によつては二割減がございまして、トータルで五代続いた指定席については半分の金額を既に削減したということでございます。今後とも、あつせんを受けないで例えば指定席化しているもの等について、不断の見直しをしていこうというふうに考えております。

○大村委員 長妻さんらしくない答弁だと思ひます。

私が配付した資料の四ページをごらんいただきたいと思ひます。これは、あなたがことしの二月四日の衆議院の予算委員会質疑をした議事録でございます。アンダーラインが引いてあります。

中央省庁がかかわつていない、水面下でOB同士でやられる天下りも問題だ、それから三段目に、天下りというのは、あつせんを受けなくても、それはあつせんを受ける受けないにかかわらず問題なんだ、あつせんを受けなければ、OBの引きでどんどん指定席の天下りにオーケーということになると、これは続きますよということも言つております。また次のページでは、もうやめてくれということも言つております。

これは今御答弁されましたが、五代続けてというところになると、ではそれ以外はいいかという話になりますし、まさにこれは、この二月四日の長妻さん自身が発言をされていたこと、今回の資料の一番上に私が配付していただきました、この鳩山内閣の見解というのは全く真逆じゃないかというふうに思ひます。

例えば三ページの、これは毎日新聞の社説ですけれども、「天下り規制後退。ここは冒頭、これは変節ではないか、なし崩し的に後退しているということをはつきりと書いております。事実上、天下りの解禁宣言となるおそれがある見解だと。」

さらに二段階目の一番後ろの方で、平野官房長官は、天下りのあつせんをする府省庁について、閣僚、副大臣、政務三役や官僚OBは該当しないと。これだと、役所がやらなくても皆さんが、政務三役と称する方があつせんをする、またOBがあつせんをする、引くということであつたら全然問題ないということになるのではないかと、こういうふうな指摘をしております。我々もそう思います。そういった指摘に対して、どういうふうにお答えになるんですか。

あなたはこれまでずっと、この二月四日にありますように、天下りはあつせんを受けていなくても問題なんだ、OBの引きでもだめなんだということをつつと言ってきたわけです。この鳩山内閣の十一月六日の解釈、定義というのは全く真逆だと思いませんか、いかがですか。そうじゃないと言えるんですか。

○長妻国務大臣 いや、私自身も、これは問題だと言っております。あつせんを受けないで、例えば指定席として自動的に、OBが引き合せてそこに行く、あるいはわたりといて、あつせんを受けないでも渡っていつて、不透明な補助金、持参金型天下り、人質型天下り、創業型天下りと私は分類しておりますけれども、あるいは口ききというのが仮にあるとすれば、これはもう言語道断のことでございます。

ここにお配りいただいた資料にも「職務内容等に照らし適材適所の再就職」ということを書いてありますけれども、私が今申し上げた自動的な指定席というのは必ずしも適材適所であるかどうか、これは一つ一つ見ると、もちろん適材適所じゃないケースもあるというふうに考えております。

私どもとしては、政権交代後、天下りを受け入れる団体、あるいはシステム経費等々を見直して、二週間程度で一千億円以上経費を削減することができたわけでありまして、天下り等に厳しいのは自民党よりも我々の政権であるというふうな自負をしておりますので、よろしくお願いいたします。

します。

○大村委員 問題をそらさないでもらいたい。問題をそらさないでもらいたい。あなたが言ってきたことと十一月六日のものが全く違うだろうと言っているんです。違わないんですか。あなたは全部反対だと言ってきたじゃないですか。ところが、この十一月六日の鳩山内閣の定義は、これは役所じゃなくて、政府というか政務三役がやる、それから役所がみずからやらなきゃいけない、こう言い切っているわけですよ。

それでもって、具体的に、日本郵政の社長に齋藤次郎さんという方を持ってきた。そして、その齋藤次郎さんの務めていた東京金融取引所の社長の後任には元大蔵省の印刷局長、こういうのをわたりとあなたが言ってきたんじゃないのですか。その全部を認めているでしょう。そういったこと一つ一つがまさにマニフェスト破りだということに言っているんです。

こういう見解が出たことについて、あなたは今の答弁で、十一月六日の鳩山内閣のこの定義はいんだ、これでいいんですというふうに言っているふうに聞こえます。それでいいんですね。これでいいんです、天下りは。今まであなたが言ってきたことと全く違うと思いますが、いいんですね、これで。明快に、簡潔に答弁してください。もう時間がないので、次に行きますから。

○長妻国務大臣 ぜひ御理解をいただきたいと思うのでございますが、今お配りの資料にもございますように、「公務員が、法令に違反することなく、府省庁によるあつせんを受けずに、再就職先の地位や職務内容等に照らし適材適所の再就職をすることは」というふうに書いてあります。

これは先ほどの繰り返しになりますけれども、これは各府省の責任者が判断することになるかと思っておりますけれども、私も厚生労働省所管の天下り団体について、例えば五代続けて、私は四代続けていいとは言っておりません、まずは五代続けて指定席になっているところを見ますと、その中には適材適所の人材ではないケースもあるとい

うふうに問題視をして先ほどの措置をとっているところでありまして、適材適所でない場合はそれは問題にする、こういうことであります。

○大村委員 ということは、適材適所なら四代でも五代でもいいということですか。今そう言われましたね。適材適所ならいいということですか。

適材適所なら、ずっとずるずるいいってもいいということですか。それは、あなたが今まで言ってきたことと違いませんかということをお願いいたします。

それで、こうした定義が出るときに、あなたは、こんなことおかしいじゃないかということは言われたんですか。それとも、これを見られたときに、ああ、もうこれで結構ですということにされたんですか。そのことだけちょっと簡潔にお答えください。

○長妻国務大臣 お答えを申し上げます。

私の感覚では、五代続けて同じ役所から、しかもその団体は同じポストで自動的に行かれるというの、これは私は、すべて適材適所とはやはり言えないのではないかと今思っています。

そして、この見解につきましては、繰り返しになりますけれども、「再就職先の地位や職務内容等に照らし適材適所の再就職」、こういう文言がかかっていますので、それについては適正に大臣が判断をしていくことになるかと思っております。

といいますのは、先ほど大村委員が言われたように、では、五代はだめで四代続けての天下りはいいか、三代はどうなの、二代はどうなの、初めての天下りだつて、私は適材適所でない部分だつてあるというふうに感じておりますので、それは適切に、その所管大臣が判断をしていくということになるかと思っております。

○大村委員 私は、長妻さんが、あなたがずっと言ってきたことと違うということで、大変苦しい答弁だというふうに思います。

最後にあなたが言ったのは、適切に各所管の大臣が判断をするということならいいんだということ

とを言われましたですね。ということは、各役所の大臣がこれはいいんだと、とにかく、大臣があつせんをしていく、あつせんというよりも、大臣が決めればもういいんだということですね。というふうに、まさに言われたというふうに思っています。

私は、まさに、これは民主党の公然としたマニフェスト破りだというふうに思います。もう時間があります、次に行きますけれども、そのことをまず指摘させていただきたいと思っております。まだほかにもマニフェスト破りがぞろぞろありますので、また、さらに次に質問をさせていただきたいと思っております。

続きまして、日本年金機構についてお聞きをいたしたいと思っております。

日本年金機構、これは民主党のマニフェストでは、社会保険庁を廃止し、国税庁と機能を統合して歳入庁を創設するというふうにしてあります。これは長妻大臣も国会での発言等々で再三言われております。

また国会の議事録をちょっと見ました、だれが何を言っているかなというふうな思つて見たのでございまして、お手元の資料の六ページ、七ページですね。ここで、びつたりしたものとしまして、歳入庁をつくるというのは皆さんそれぞれずっと言っておられますが、私がまずちょっとお聞きしたいのは、歳入庁をつくるというふうなマニフェストに言っているにもかかわらず、今回、日本年金機構にそのまま移行するということになりました。

これについて、例えば六ページには、これは参議院でございまして、連動議員が、私たちは、これは日本年金機構はもう一回白紙に戻しますというふうにはつきりと言われております。それから七ページには、中村委員が、私たち民主党は、もし政権をとらせていただいたら日本年金機構は直ちにやめるということを言っております。また、八ページには、歳入庁をつくる、これは長妻さんのインタビュー記事でございまして、そういった

ことをずっと言っておられる。一回白紙に戻すんだというふうに言っておられるわけでございますが、ここまで言っているのに、今回、私は臨時国会ですぐ廃止法案を出されるんだろうというふうに思っておりますが、それが無いということでございます。

大臣は、よくその理由として、民間からの採用内定者が多数に上っているというようなことを言っておりますが、これは昨年の七月二十九日の閣議決定の基本計画にも、外部人材の積極採用ということをやったというわけです。また、正規職員のうち、おおむね千人程度を外部採用ということもそこで明記をいたしております。実際、五月十九日には社保庁からの採用内定も発表をいたしました。七月二十八日も、外部の正職員の内定もいたしております。

要は、選挙の前に、既に外部からこれだけ入れますよ、内定しましたというのをこれはもう決めているわけですね、外部に発表しております。ですから、そういったことが選挙が終わってからわかったからということは、私は理屈にならないというふうに思います。これまで民主党マニフェストに歳入庁をつくるというふうに言い切ってきたのに、何で今回出されないのか、そのことをまずお聞きをしたいと思っております。

○長妻国務大臣 ちょうど説明の機会をいただいております。

歳入庁をつくるというのは、これはもちろん変わっております。やはり一つの問題点といたしまして徴収機能が弱いというところもございますので、年金保険料と税金というのは一緒に集めていく。イギリス、スウェーデン、カナダでも同じ方式でございます。

ただ、そこに移行するときに、日本年金機構を一たん設立してから移行するのか、社会保険庁のまま移行するのかということでございますけれども、確かに、当初我々は、日本年金機構では年金記録問題がうやむやになるのではないかと懸念を申し上げておりました。そして、おっしゃら

れたように、昨年そういう閣議決定ができましたけれども、政権交代の直前まで内定がほとんどどんな積み上げができてきたのも事実でございます。仮に日本年金機構をつくらないとすると、千人以上上る内定者の方々に、内定切りというのは、これはもう我々厚生労働省が民間企業について自粛をしてほしいと言っている立場からしても、それはあつてはならないことである等々のいろいろな判断を加えて、日本年金機構を充足させる。

そして、我々が懸念しておりましたのは、日本年金機構は、前政権の段階では年金記録問題を差配していく人手というのがまだきつと措置されていない、こういう懸念もございました。私どもとしてはそれも改善をして、人手をきつとそこに設定をしていこう。あるいはコントロールが弱くなるという懸念もございましたけれども、厚生労働省と一体となって運営をしていくなどなどの工夫も今後していくということでございまして、基本的には歳入庁に移行するということは変わっております。内定者の方々をお守りするという方針のもと、判断をさせていただいたということでございます。

○大村委員 それは、今私が申し上げました、こういうことで移行をしていくことについて、これだけ要員を採用して内定を順次やっていくということはもうわかっているわけですよ。だったら、今長妻さん、あなたが言うんだつたら、民主党のマニフェストを選挙前に変えればよかったじゃないですか。それはしなかったわけですね。一回ですぐにやると。でもって、国会の質疑でも、そういうことをすぐやめんだということを言ってきた。それは私はやはり明確に違う、マニフェストが違っていた。

要は、今まで言ってきたから、もう格好悪いから今さら変えられないということか、もしくは見通しが悪かった、しょうがないんだ、その程度の政策能力なんです、こういうことなのか、どちらかだというふうに思います。

なお、これは、したがって民主党最初のマニフェストの変更だということを申し上げざるを得ないというふうに思います。それも、九月に政権が発足をして九月のうちに、実際、長妻さんが日本年金機構にするんだということはたしか十月の八日かな、言われたと思いますが、実際に新聞報道等々でその方針を固めたというのは九月ですよ。九月二十九日の新聞報道でそういうふうになっている。ということは、政権が充足して、その同じ九月に、もうこのマニフェストを変更しているということでございます。

これは、いろいろな厚生労働省の年金関係の委員会の委員もやっている岩瀬達哉さんも、この問題は長妻大臣の最初の踏み絵になるんだということとを明確に言い切っている。その踏み絵を踏み破つていいますか踏み絵にじつとというのか、これで日本年金機構に移行することになると思っております。これは、まさに最初のマニフェストの大変更だということを申し上げたいというふうに思っております。

そして今、いずれは歳入庁にするんだというふうに言われました、歳入庁にするんだと。ただ、するすると言つても、どうやって歳入庁にするのか、その道筋は全くないわけですね。それと、一たん非公務員にしたものをもう一回公務員に戻す、純然たる公務員組織にするんだということが本当にできるのか。やるのであれば、こういうふうにやっていくんですというロードマップを示さないというのは、私はまさに無責任のきわみだというふうに思います。

そういう意味で、日本年金機構にした上でもう一回歳入庁にしていって、これはどういうふうにやっていくのか。これは法制的には無理があると思っておりますが、その点についてはいかがでございますか。考え方を聞かせたいと思っております。

○長妻国務大臣 歳入庁に移行する手法なり道筋というお話でございますけれども、海外の事例も参考に、今、厚生労働省と国税庁、財務省と打ち

合わせを事務方レベルでしているところがございます。まして、いずれにしても、非公務員の方々から、これも自動的に全員の方が歳入庁に行くということになるのかならないのかも含めて、法律で措置をすれば、もちろん歳入庁をつくるときは、法律事項でありますので、国会での御審議を経てそれをつくっていく。

今現在、厚生年金の適用事業所が少ないという、適用漏れの事業所が多いことを一つとつても、税務情報社保庁にないということで大変徴収が不十分であるという問題意識も持っておりますので、こういう問題についても、我々としては、今詳細を国税とも打ち合わせて、その実現を図っていきたいというふうに考えております。

○大村委員 要は、まさに全く何も絵はない、これからだ、検討中だと。まさにミスター検討中というのでいいわけですね。そこまでマニフェストに書いてあるなら、すぐそういうふうには何でおやりにならないのか、そのことを指摘させていただきたいと思っております。

それと、公務員組織に戻すというのであれば、国家公務員の定数も大幅に減少すること、国家公務員総人件費を二割以上削減するという民主党のマニフェストがあるわけですね。だから、そういったものとも矛盾をするということで、これは二重の意味でのマニフェスト破りだということを指摘させていただきたいというふうに思います。そして、さらにもう一点お聞きをしたいと思っております。

この民主党マニフェストでは、社保庁の職員は厳しく審査して移管する者を決定するというふうにしております。また、長妻さんは情報隠しや仕事をしなかった人は当然、分限免職処分すべきだ。というのを、私がつけております資料八ページの産経新聞のところでもそういうふう指摘をしております。また、ちよつと前の、とあるテレビ番組、私も一緒に出たところではありますけれども、長妻さんは、とにかく首にしろと言っているんだということを声を張り上げて言ってお

られます。

その点は、この方針は今でも変わらないということではよろしいですね。確認をしたいと思います。

○長妻国務大臣 それは、保険料を猫ばばしたり、そういうことが明らかにあったり、あるいは悪質な情報隠しが発覚をしたりする場合というのは、これはもう厳しい処分があつてしかるべきだ。猫ばばした場合は、これは基本的にやめていただくということは一つの考え方であると思います。

○大村委員 代表的なといいますか例を言われましてけれども、これについて私の資料十ページに、十月二十三日の記者会見で、懲戒処分歴のある人が入るのはいいかなものか、閣議決定を見直すつもりは今のところはないということを言っておられます。今のところというふうに言っておりますが、これは変わらないんですね。確認をしたいと思います。

○長妻国務大臣 閣議決定は、今のところ見直すということではなくて、ずっと見直さないとというふうに考えております。

○大村委員 確認をいたしました。その上で、九ページに新聞記事の切り抜きを載せていただいております。

新聞報道等々では、聞くところによりますと、九月二十四日、連合と自治労の委員長と会談をして、何らかの形で雇用の維持をというふうに要請をされた。それから、十月十三日に自治労の委員長は、ここにちよつと書いてありますが、機構の設立については「民主党マニフェストの重大な転換と認識する」というふうにも言い切っておりますが、それはそれとして、一部職員の不採用を決めた閣議決定の見直しを求めた、大臣と意見交換の場を持ちたいというふうに言っております。

連合、自治労からそういう働きかけがあつたのか。それから、こういった労働組合と相談をする場を持つのか。そして意見を変えることはあるのか、そのことをお答えいただきたいと思います。

○長妻国務大臣 いろいろな御要望をいただいていることは事実でございますけれども、私の意見を変えることはございません。

○大村委員 確認をいたしました。こうしたことも引き続きチェックをしていきたいと思います。なお、日本年金機構に移行することについて、この自治労の委員長も、民主党マニフェストの重大な転換だと認識するとうふうになつておられます。ですから、日本年金機構、先ほど申し上げましたが、やはりこれはだれが何と言つたつて、先ほどの天下りの定義と同じくマニフェスト破りですよ。マニフェストの違反ですよ。

いや、私は、マニフェストについてこういうことだ、ごめんなさい、済みませんでした、足りませんでした、十分な検討ができませんでしたということをはつきり言えば、まあまあ、それでいいかどうかは別にしますけれども、マニフェストを破つたということについて、これは十月二十八日の本会議の代表質問で、マニフェストが達成できなかったら責任をとるというふうに鳩山総理は言いました。

天下りの定義は政府全体として、この日本年金機構について、いわゆるマニフェストを破つたというところについての責任というのにお感じになりますか。全くこれでいいと思っておられますか。マニフェスト破りの責任というのをぜひお聞きしたいと思ひます。

○長妻国務大臣 繰り返しになりますけれども、歳入庁に移行するということはもちろん変えていないところでございます。

その中で、私も大臣に就任をして、内定者千人以上の方々、続々と直前まで内定が出ている、そういう方々に御遠慮いただくことはできるのかでしないのか、ぎりぎりお一人一人確認をいたしましたけれども、それは基本的に難しい。こういうこともあり、我々としては日本年金機構を設立して、そして私は、この日本年金機構が本当に国民の皆さんに最終的に胸を張れるような、年金の信頼を一定程度回復する中核の組織にするべく、

今全力で取り組んでいるところであります。

○大村委員 日本年金機構を企画し、つくつて、いわゆる社保庁のたるんだ職場、現場をたたき直してしつかりとやっていくとうふうな提案をし、つくつたのは我々がやってきました。そしてつづつと、閣議決定をし、つくつてきたわけでございます。そういう意味で、この点について我々は引き続き、日本年金機構をしつかりとやっていくとうことを皆さんぜひ進めていって、きちつとやれるかどうかチェックをしていきたいとうふうな思つております。

ただ、今長妻さんが言われた日本年金機構をしつかりとやっていくとうこと、マニフェストは歳入庁と言つていっているわけですよ、それで、やめるといふふうになつていっているわけですよ。そのことはもつともつと責任を感じてもらつて、そこはしつかりと認識をし、またきつちりと追及をしていきたいとうふうな思つております。

そして、もう時間が参りますので、次に参ります。続きまして、年金記録問題について申し上げます。たいと思ひます。

年金記録について、民主党マニフェストでは、国家プロジェクトと位置づけ、二年間、集中的に取り組むとうふうになつております。しかし、先般の概算要求では四カ年計画とし、括弧書きで、最初の二年間で集中的に取り組むとうふうになつております。二年でやるとうふうに皆さん言われてきたんですから、二年でやるとうふうなことではないんですか。何で四年なのか、これもマニフェストの変更だとうふうな解釈をしてよろしいのかどうか。

また、具体的にどう進めていくのか、その行程表も明らかにしていただきたい。既にいろいろ資料とかで聞きましたけれども、しかし、その資料ではどうもあやふやでよくわからない。もつとはつきりと明確に示していただきたいと思ひます。

そしてまず、二年なのか四年なのか。二年だとうふうになつて言つてきましたね。それは違う

ということ、それも変えたとうことではないんですね。

○長妻国務大臣 お答えを申し上げます。

私もマニフェストを常に胸ポケットに入れておりますけれども、正確に言いますと、私どもが二年と申し上げておりますのは、二年間、記録問題への集中対応期間というふうな考えておられて、集中的に二年の間に人、物、金を投下していくとうことでございます。そして一期四年の中で一定程度の年金の信頼を回復していく、こういうことをかねてより申し上げているところであり

ます。

二年の間に我々が集中的に人、物、金を投下して、四年以内に一定程度の信頼を回復するとうことの中は大きく四つのカテゴリーに分かれます。

一つは実態解明。いまだに実態解明が不十分であるとうことで、無年金の方が百十八万人とうデータもございしますけれども、つぶさにそれを分析してみましたところ、ひよつとすると、その中で受給年齢に達しておられる方の五十万人が、実は無年金ではなくて、空期間を算入したりあるいは任意加入という手法を使えば、二十五年ルールにのつとつて年金の受給権が発生するかもしれないとうことがわかりまして、その五十万人の方に通知を出して、最終的にサンプル調査で訪問をするとうことも考えているところでありまして、等々含めて、解明もいまだ残つてい

るものもある。

そして、もう一つは回復基準でございます。証拠がない場合の回復基準というものは、今はある意味では三十年前の同僚を捜してきてくださいとうことで、そこまでして、しかも年金保険料を振り込んだのかどうか、給与明細もないとなかなかとうようなことも含めて、あらゆる問題がありまして、回復基準を簡便に見直していただく。第三者委員会でも判例が積み上がつておりますので、これは一定の政治判断が必要であるとうことであります。

新聞記事を載せておりますが、十四ページ、十五ページで、「官の「結論」政が「待った」」「外科医

の政務官覆す。また十五ページは、「政治主導」で、また長妻さんの記者会見のものだと思いが、専門家は中高生も一回だと言っているけれども二回にしたようなこととか、どうもその決定過程が不透明ではないか、そして何でこんなところ変わるのか、こういうことが言われております。この点についてぜひ、また次の法案の審議の機会ですっきりとただしていきたいというふうに思います。

それと、きょうできたらと思いますが、我々は、自民党、公明党そしてまたさらに各党派と共同して、このインフルエンザ対策について政府に対する要求をつくりたいというふうに思います。その際に、我々はインフルエンザプロジェクトチームというのをずっとやってきまして、接種費用等について公費投入の枠組みをつくれということを言っていました。特に優先的接種者というのををつくったわけでありまして、そこについては今のままの実費の徴収でいいのか、諸外国はすべてただではないか、その点をやはりこれからしっかりと要求していきたい。要求をし、そして実現をしていきたい。何でめのかということになると、皆さん予算がないとか何とかと言われるんですけど、補正予算をあれだけ執行停止にしたり、これからそれを、目くらましとか何か知りませんが、二次補正をやるというようなことがあるなら、その中にしっかりと入れていけばいいというふうに思います。

そのことをこれからしっかりと要求していくというのを申し上げて、また次のインフルエンザ法案の審議ですっきりとただしていきたいと思います。

以上です。

○藤村委員長 次に、あべ俊子君。

○あべ委員 ありがとうございます。自由民主党、あべ俊子でございます。

今回、二年生、二回生でございます。前回は与党でございますが、今回野党になりました。厚生労働委員にはずつとしていただきたいと時の

総裁・総理、さらには幹事長の方にお願いをしておりますが、君は詳しく過ぎるから厚生労働委員には入れられないということは何度も言われました。今回野党になりました、めでたく厚生労働委員に入らせていただき、また質問時間も与党は非常に短くなっておりまして、与党・政府案、自分たちの中でやっているからそ余りにも批判ができないという立場でございましたが、今、野党となりました、言いたい放題ではございませんが、しっかりと国民のために質問をしてみたいというふうに思っております。

まず最初に、後期高齢者医療制度にしまして質問させていただきますというふうに思います。特に、さきの選挙で、民主党の政権公約、マニフェストの中に後期高齢者医療制度の廃止が盛り込まれておりました。大臣の所信表明でも、制度本体の見直しをするという点で、七十五歳という年齢に着目した診療報酬の見直し、資格証明は原則として交付しないということ、大臣の所信表明はかなりファジーなものの中でもこの部分だけは明確になっていたということを見ておりますが、長寿医療制度の根本の問題点は実はこのことにあるのではないんだというふうに私は思っております。

大臣は、厚生労働省が十年以上もかけて計画を立てたこの制度のそもそもの問題点はどこにあったと認識をしておられるのでしょうか。大臣にお聞きしたいと思います。

○長妻国務大臣 医療の現場で御奮闘された御経験を持っておられるということで、今後とも御指導いただきますようよろしくお願いをいたします。

この後期高齢者医療制度の問題点を一つ挙げると言われれば、やはり、七十五歳以上という病院にかかりやすい方々をいくくりにして、それを一つの保険にしようというところは、これはだれが考えてもわかることでございますけれども、ほかのグループに比べて保険料は急速に上昇していくという御負担がかかる。御負担を避けるには、

病院に皆さんが通わなければ御負担は下がるということ、医療抑制につながるということで批判が出たというふうに認識しております。

○あべ委員 ありがとうございます。

実は、その医療費抑制とものう一点ございまして、いわゆる財源構成の問題が一番大きかったと私は思っておりますが、大臣はこの財源構成の部分ではどうお考えでしょうか。

○長妻国務大臣 やはり私も感じますのは、長期的に見ると、医療費というのを公費の部分でふやしていかなければならない。つまり、現実では、先進国とGDP、国内総生産の比率でいうと、日本国は医療費の部分が非常に低いということもございまして、その意味で、後期高齢者医療制度につきましては、公費の部分の負担をもっとふやす必要があったのではないかとこの点にも考えているところでありまして。

○あべ委員 ありがとうございます。

特に、高齢者の方々は病気をしがちだということ、さらには、若い方々が支払っている保険料の部分を使い過ぎていたことに対する抑制をするという効果が後期高齢者医療制度の中にはありましたが、これを廃止するときにこの財源構成の部分はどうお考えか、大臣のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○あべ委員 ありがとうございます。

○長妻国務大臣 私どもといたしましては、廃止をすると同時に、一期四年以内に新しい制度に移行をしていくということで、これを検討する会、高齢者医療制度改革会議というのを、実は今月の三十日に厚生労働省内で第一回目を開きます。これは、我々、後期高齢者医療制度で反省があると

思いますが、やはり高齢者の方々の御意見を聞くのが不十分だったのでないかというところが根底にございまして、基本的には、七十五以上という一つの区切りで保険を決めるのではなくて、できる限り広く薄く御負担をしていただく、多くの方々には御負担をしていただく、こういう考え方を一つ今議論していただこうというふうに思っています。

○あべ委員 すなわち、廃止をする以前は移行期として現状を維持するというところでよろしいのでしょうか。お答えいただきたいと思っております。

○長妻国務大臣 これは現状を維持するということではございませんで、二段階を考えております。

冒頭おっしゃっていただきましたように、まず、今の制度そのものに対する問題点、診療報酬体系で、七十五歳以上に適用する、私は問題があると思う診療報酬体系も幾つかございますので、それはもう来年度廃止をしていただくように中医協にもお願いを申し上げてまいります。そしてもう一つは、例えば人間ドックの助成が七十五以上だけ打ち切られる、こういう問題も起こり、七十五歳以上だけ健診が義務づけではなくなつた、こういうこともございまして、健診も従来どおり受けていただくような措置もとらせていただくということ、できる限り現状の問題点を是正していくということ、これをまず第一段階に実行する。

そして、第二段階は新しい制度、七十五歳以上の区分をなくす制度をつくっていく、こういう考え方でございまして。

○あべ委員 制度の根幹の部分のいわゆる財源構成、すなわち、後期高齢者医療制度の中で達したことの一つに、国保、さらには被用者の部分の保険と切り分けたところに問題があります。すなわち、高齢者を守るだけではなく、少子高齢化の中で、高齢者の方々が亡くなりになった後の、現役世代のいわゆる負担の部分はどう整理するのかということが一番の問題でございまして、これに大臣はどのようにお考えでしょうか。

○長妻国務大臣 これにつきましても、先ほど、お年を召した方の御意見もお伺いするのは重要だと申し上げましたが、と同時に若い方の御意見も重要でありまして、若いメンバーもこの改革会議に入っているところでもございまして、その意味で、我々といしましては、財源、これは国民的議論に基づいてきちっと結論を出していきたいと考えております。

これは、事医療だけの問題ではないかもしれないけれども、根底にあるのは少子高齢化の問題もございいます。そういう意味では、少子化対策というの長期的に見て非常に、つまり、社会保障の担い手が少なくなっている現状では、どんな制度をつくっても御負担が軽くなるということとはなかなかない。重い方向、重い方向に動いてしまう。こういう問題もございいますので、トータルな政策をつくって、少子化の問題、社会保障の担い手がどんどん減っていくというこの重大な問題にも取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

○あべ委員 後期高齢者医療制度に関連いたしまして、もう一つ。

私は、サービスを受ける側がいわゆる行政の縦割りによって分断されることに對して非常に懸念をするものでございいます。後期高齢者医療制度の廃止にあわせて、介護保険と医療制度をこれからどういうふうにお考えをお聞きしたいと思っております。一言でお願いいたします。

○長妻国務大臣 今のお尋ねは、確かに介護の現場と医療の現場というのは近い現場でもありますし、連携をするべき部分もたくさんございます。いろいろな識者の方の中には、介護保険と医療保険を合体するべきであるという御意見があるというのを承知しておりますけれども、まずは医療から医療の制度をきちっと是正していく、介護であれば介護の制度をきちっと是正していく、その間にも連携する施策を進めていく、こういう手順が重要ではないかというふうに考えております。

○あべ委員 ありがとうございます。

さらには、先ほど阿部知子議員の方からも質問がございました子育て環境の整備について質問させていただきますというふうに思います。子ども手当がいわゆるマニフェストの中に入りまして、これが大きく影響し、これまで選挙に行かなかった方々もかなり大フィーバーがあったのではないかと思いますところでございますが、やはり女性が、今、労働力が非常に不足している

中働けと言われ、さらには子どもが足りないから産めと言われ、やはり、これはお金だけではなく、いわゆる子育てに関する環境整備、インフラ整備も含めてやっていくべきではないかということが言われております。

しかしながら、待機児童の問題、都会だけに今回限定されていると言われているのはいいわけですが、いままでも、少子化が進む中でこれを条例化し、いつまでもやるかわからない。待機児童がなくなるまでという。待機児童の定義があいまい。阿部知子先生がおっしゃっていたように、この定義をもっとしっかりと、もう一度お聞かせください。

○長妻国務大臣 まず申し上げたいのが、これは地方分権委の第三次勧告に対する厚生労働省側の回答を申し上げたわけではございますけれども、内閣全体の決定、正式決定ではございません。今、厚生労働省の意見としてそれを申し上げ、関係各省庁と議論をして決定を出すということでございまして、その決定の中で適切な判断がなされるというふうに考えております。

これは社民党の阿部委員からも御質問があった件でございまして、我々が申し上げておりますのは、面積の基準についてはすべてを手放すということではございませんで、東京等の、待機児童が大変多い、そして地価が高く、面積がなかなか今の時点ではとりにくいというところに限定して、その地方の議会が条例として、その地方自治体が責任を持ってもらう、責任をとっていただくという前提で面積基準をお決めいただきたい、こういう非常に限定的な発想で私どもは案を出しております。

分権委は、それは期間も限定せずにそういうことにしてほしいという御要望があったんですが、我々はそれを断って、限定的な部分については待機児童の皆さんの問題もあるということも含めて判断を申し上げたということでございます。

○あべ委員 質問に答えていただいていないのですが、待機児童というのは、何を指して待機児童

があるというふうにお考えなのかというのが一点目でございます。

さらには、本当に限定つきでやるのであれば、私は、いわゆる保育体制の、インフラ整備も含めて何年までにやるべきであるという計画と、その計画を出しながら期間限定つきでこのことに關しては対応するというのが国の責務であると考えます。

大臣、その一点目の待機児童ということに対する定義、さらには、限定をするのであれば、いわゆる保育のインフラ整備の計画を立てたものとセットにして期間限定にすべきではないかということに關して、ぜひともしっかりと答えたいでございます。

○長妻国務大臣 待機児童の定義でございすけれども、正式には保育所入所待機児童というものでございまして、これは、入所申し込みが提出されておき、入所要件に該当しているけれども入所をされておられない方、こういうような形で我々はカウントをしているところでございます。

そして、今の後段のお話でございすけれども、保育所整備は本当に喫緊の課題だというふうな考えでございまして、待機児童ゼロ作戦というのは前政権でもお取り組みをいただいた作戦の名前であるというふうな考えでございまして、前政権でお取り組みいただいた部分はいくつもの部分に増強をしていくということで、一定期間の中で待機児童の皆様の御要望を満たしていく、こういう計画が必要であるということは我々も認識をしております。その上で、概算要求におきまして、それをさらに加速させる要求をさせていただいてあるというところであります。

○あべ委員 待機児童の中でも、いわゆる複数出しているところをちゃんとしっかりと考えていらつしやるのかなども含めて、ぜひ保育所整備の計画とセットで御検討いただきたいと思ひます。

特に、保育室の面積が一人当たり二・五平方メートルの場合、三・三と比べまして子供のふつかりが多く、さらには保育士が疲労感や立ち

を感じるという調査結果も出ております。これは、待機児童が減った、量は確保できたが質は下がるということがあつてはならないので、いわゆる限定つきで、考えていただくではなく、国がしっかりと整理する部分は整理をしていただきたいというふうに思うわけであります。

さらには、もう一つ質問させていただきますが、保育所のいわゆる栄養士配置でございます。これに關しましては、食育基本法という観点から、これは二〇〇五年に制定されたものでございすますが、幼少期における食事というのは、子供の成長、健全な育成に非常に大きな影響を及ぼすものでございす。

片や国会議員の食生活は非常に大変なことになっておりますが、それはさておきまして、やはり子供たち、特に幼少期において栄養指導を行うということは非常に重要な部分でございまして、特に、保育所で子供に給食の提供が行われて、一日の大半を過ごす保育園の子供たち、この子供たちにとって給食は大切な保育の一環でございす。

そうした中におきまして、保育者を含めた対応、指導が重要なときであります。特に、ある保育士さんにお聞きしましたら、お弁当を持つてくる時間があつて、お弁当箱をあけたら、ピーナツしか入っていないかつた、さらには、遠足に行つた子供がカップラーメンを出してきて、遠足なのでお湯がどこにもなかったという話もありまして、やはり食育、親の教育もあわせて、子供たちも一緒に指導していく必要がある。

親になつてからでは間に合わない部分がやはりありますので、こはしっかりと職員配置の中に栄養士を入れるべきだと私は思つておりますが、食育基本法が出されたにもかかわらず、栄養士の配置は全国でフルタイムで換算すると三割しか満たされていない、今いわゆる給食の方々の給与をそのまま栄養士に充てているところが多い中に、大臣、保育所に対して栄養士配置、これからどうお考えを聞かせていただきたいと思ひま

す。

○長妻國務大臣 委員がおつしやられましたように、食育の重要性というのは私も同感でございます。

その中で、栄養士と調理員という二つございませうけれども、まず、調理員についても第三次勧告では廃止または参酌すべき基準、つまり地方に自由によつてほしいという御指摘をいただきましたが、さすがにこれは、厚生労働省として調理員はきちつとお子さん何人当たり一人という基準は譲れませんということで、お断りをした形でお出ししているところでございますが、これについても今省庁間で交渉をしている段階であります。

その中で、栄養士となりますと、今も基準はございませうけれども、これは重要だというふうにも感じております。今現在、全国の保育所で常勤換算で調査しますと、栄養士が六千七百五十八人勤務をされておられる。これは、ある意味では自主的に栄養士の方をお雇いだいたいというところもあるというふうに考えております。

私どもとしては、地方自治体あるいは園の判断で栄養士の方々をできるだけ雇いたいということというふうに考えておりますけれども、今、調理員の議論を関係各省庁としておりますので、まずは調理員の確保をきちつと、国の基準を揺るがせないということに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○あべ委員 ありがとうございます。

職員配置基準の保育所の部分では、調理員が例外的に置かないことができる職員というふうに入れているというのを今おつしやつたのだと思つております。ですから、逆に言つたら、例外的に置かないことができる職員の中に栄養士もしつかりと前向きに検討していただくということで今の大臣のお答えを理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

○長妻國務大臣 ちよつと私の答弁で誤解を与えたとしたら、申しわけございません。

基本的に調理員というのは、今の例外規定以外では、お子さん何人当たり何人置かなければならないという規定が従来どおりありますので、その従来の基準は変えませんが、変えろと言われても変えませんがということでお答えをしたということでございます。

栄養士につきましては、一律国の基準で栄養士を加えていくというのは、今の時点で私は大変難しい問題があるというふうに考えておりますので、国の一律基準としては考えていない、地方の自主性に任せるということでございます。

○あべ委員 ということでございますが、大臣、非常に食の大切さも御理解いただいておりますので、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思いますというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。年金問題でございます。

大臣の所信表明の中に、年金制度、透明でわかりやすいものを平成二十五年までに法案を提出するということを言われておりますが、透明でわかればいいというのが年金制度ではないと私は思つておりまして、信頼性をしつかりと構築していくということがまずは大切であると思つております。

特に、いわゆる年金制度の一元化ということについて今回のマニフェストの中にはしつかりとは入れ込まれておりませんが、ぜひ大臣のこの御見解に關しまして聞かせていただきたいというふうに思います。

○長妻國務大臣 本日に、この少子高齢化の中で年金制度というのは非常に重要性が高まっております。

今、世界でも年金の改革をなし遂げた国は幾つかございますが、その改革の流れは三つの原則がございまして、一つは、若い方でも無理なく払える、持続可能性のある制度、二番目は、ライフスタイルの変化、転職を繰り返しても変わらない年金制度、三番目が、最低保障機能がある、この三つでございます。

残念ながら、現行制度は不十分であると考えておりますので、この三つを満たすという意味で、今一元化のお話がございました。基本的には、今は年金制度がつくられた時代とはさまざま変わりで、転職をされる方が多いわけでありまして、公務員から自営業、自営業から民間サラリーマン、サラリーマンから自営業等々の転職があつても、パートさんでも、一元的な一つの年金制度に御加入いただく、こういう一元化というものを考えているところであります。

○あべ委員 一元化を考えると、国民年金の一元化が、私はいわゆる雇用者負担の部分にだれが払うかという整理が一番難しいと思つております。私は、段階的に、この年金の一元化をまずは共済年金と厚生年金から始めるべきであると思つておりますが、大臣の考えをお聞かせください。

○長妻國務大臣 結局、年金制度の一つの問題といたしましては、年金制度を同時に改革しないと、一部のところにひずみが出てくるという問題もあるわけでございます。

事実、今現在でも、国民年金御加入の方というのは、普通は自営業の方がほとんど入つておられると思いがちでございますけれども、自営業の方の比率は今減りまして、パートの方とかアルバイトの方が国民年金は多いわけでございます。なぜならば、一つは、事業主負担があるということと、事業主の方々が厚生年金ではなくて国民年金の方にお入りいただくようなこともあるのではないかとこのように推察をしているところであります。

その意味では、ひずみが起こらないように、年金制度によつて働き方が左右されるというのは本来転倒でもございまして、私どもとしては同時に一元化を実行していきたいというふうに考えております。

○あべ委員 私は、一度にやるのは本日に難しいのではないかとこのように何度も申し上げているところでございます。

特に、若い世代を考慮されているのも結構でございますが、いわゆる最低社会保障をお考えで、七万円は保障するというのもわかりましたが、一生懸命頑張つた、頑張らなかつた、まあ理由もあるでしょうが、最後、結局、何をやっても終わらなければならぬ、何をやってもいいんじゃないかという方が出てくることを私は非常に懸念しております。

その部分の、一生懸命頑張つて自分の年金を積み立てる方と、いろいろな理由があつてできない方、また、理由をつけてしない方、このすみ分けをどうお考えなのかをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○長妻國務大臣 これは、新しい年金制度になつても、当然、今年金保険料を払えるのに払つておられない方とまじめに払つておられる方、全く同じ対応にするわけにはまいりません。それはモラルハザードが起きますので、新しい年金制度になつても、払つていない方と払つている方は区別せざるを得ないわけでございます。

ぜひ、国民の皆様方、特に若い方に申し上げたいのは、これから年金の信頼を回復いたしますので、年金保険料は払つていただきたいということをお願いいたします。

○あべ委員 すなわち、大臣は、払つていなくても最低七万円保障するとおつしやつていて、中、払つた方とはしつかり差をつけるということと、払つても払わなくても七万円ではなくて、きちんと支払つた方はもっと上になるということをおつしやつていらっしゃるのでしょうか。

○長妻國務大臣 最低保障年金は上限が七万円です、それより上になるとはございませう。

ただ、その年金制度へ移行するときに、例えば四十歳の方が、新しい制度が入つたときには、お支払いいただいた四十歳の時点までの保険料、古い制度で払つた保険料は古い制度のままカウントする、四十歳からその後新しい制度で払つた保険料は新しい制度に払つたとカウントするということ

とで、その方が老後になったときには、古い制度の年金も受給すると同時に新しい制度の年金を受給して、それを合算した金額を過渡期には受給されるということでありまして、ある意味では、古い制度で年金保険料を払えるのに余り払っておられなかった方はその部分の受給額が減る、こういうこととございます。

○あべ委員 ありがとうございます。

年金の一元化の中で、一度にされるということをおっしゃっていましたが、特に、給付と負担の部分で一番不公平感が出ているのが共済年金の追加費用でございまして、大臣、この件に関していかがお考えか。中の部分、これからどうされるかも含めて教えていただけたらと思います。

○長妻国務大臣 これにつきましては、国会の議論などでも、特権なのではないか、いろいろ問題があるのではないかと議論も承知をしておりますので、財産権との問題も含めて、我々も現状をきちっと把握していきたいというふうに考えております。

○あべ委員 国共済、地共済、いわゆる現行制度が創設される以前の公務員の恩給制度の恩給期間、これは、昭和三十四年以降、国または地方公共団体が追加費用として、国民の納めた税金によつて当該恩給期間分の給付の負担を行っているところでありまして。

ずっと批判がございました国会議員の互助年金、ベテラン議員は自分たちはとっておき、我々はみんな国民年金に移行したわけでございまして、この批判を受けた七割、これと別に、これ以上の額が、実は税金が入っておりまして、国の共済では七四・五％、地共済ではさらに上という高い公費が投入されているところなので、これは一元化をする以前に、いわゆる国民の公平性という観点から、ぜひ途中でも対応をしていくべきではないか。五十年後には自然消滅するのが恩給でございますが、やはりその前段階で、今少子高齢化の中で大臣がどのように対応されるか、ぜひお答えいただきたいと思ひます。

○長妻国務大臣 やはり、これは税金でもございします。しかし、その一方で、約束されているということでもございします。

いずれにしても、かなり大きい金額でもありますので、私としても、その中身を詳細に調査して、それを把握して、どうするかを判断していきたいというふうに考えております。

○あべ委員 ありがとうございます。

この費用、年間二兆円になっておりまして、いわゆる注目を浴びている仕分け以上の額でございしますので、ここはしっかりと皆様にお願ひをしたいところとございます。

本当に、マニフェスト違反ではないかということも責められて、大臣、私はおつらい立場ではないかと思ひます。野党のときは控え目でもなくもいい部分がかなりありまして、私の質問もかなり過激にできるところであります。与党になりますと、本当に発言も控え目にしなければいけない、責任を持つがゆえに大変だということでございますが、やはりこの国のためには、一たん出したマニフェストでも国民のために引つ込めるといふ勇気も必要であると私は思っております。検討をしていただくことも大切でございまして、マニフェストを書きかえていただくという勇気をお持ちいただくことが私は皆様に国民全体が今期待していることだと思ひますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

時間になりましたので、終わります。ありがとうございます。

○藤村委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩

午後一時開議

○藤村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○古屋(範)委員 公明党の古屋範子でございます。

す。昨日の本会議に引き続きまして、質問をしてまいります。本日は、特に補正予算の見直しの課題、それから来年度予算の確保等について、長妻大臣にお伺いをしてまいります。よろしくお願ひいたします。

先週十一日から始まりました政府の行政刷新会議によりまして事業仕分けであります。昨日まで前半五日間の日程を終えたということとございします。経済効率性を重視した判定結果にさまざまな波紋が広がっております。

無駄削減の取り組みは、私たち公明党としても政党として初めて提案をいたしました。行政改革推進法に明確に規定したものであります。制度の中身にも踏み込んだ仕分け作業を行えば、恒久的な制度改革、またコストの削減に結びつくものかと思っております。

しかしながら、明確な判断基準も示されず、事業の廃止あるいは見直しを連発する作業グループの手法には、各方面から疑問の声も上がっております。パフォーマン스가過ぎるのではないかと、仕分け人が各府省の官僚を一方的に断罪するかのような姿が目立ち、公開裁判のようだと、財務省主導の査定が果たして政治主導と言えるのか、そして、査定時間も一項目当たり一時間程度にすぎず、まともな議論は不可能といったものがございします。

事業仕分けは、あらゆる事業で聖域なく徹底して行うという全体の構想が必要であります。どういうスケジュールで事業仕分けを全事業に及ぼしていくのか、その上で、今回、四百四十七事業を選出した基準も、国民の理解を得るために考えを示すべきだと思ひます。

また一方で、国民生活にマイナス影響を及ぼす査定結果では、国民の不安を招きかねないと思ひます。例えば、深刻な医師不足や救急、周産期医療の過酷な勤務環境などを解決するために地方自治体などを補助する医師確保、救急、周産期対策の補助金等の半額計上は、さきの補正予算の地域

医療再生臨時特例交付金の削減もあり、自治体をさらに不安に陥れるものかと思ひます。

また、乳がんなど女性特有の病気の予防対策をモデル事業として地方自治体に委託する女性の健康支援対策事業委託費の廃止は、女性の生涯を通じての健康づくり支援に積極的に取り組もうとしている自治体の意欲をそぐと思ひます。

女性の社会進出に伴う妊娠、出産年齢の上昇による病気になる健康上のトラブルの多様化など、平均寿命が大幅に延びている中で、女性の生涯を通じての健康支援の必要性はさらに高まっているというふうに思ひます。女性が生涯健康で生きがいのある生活を送るためにも国の支援が重要だ、このことは言うまでもございません。

幾つか例を述べてまいりましたけれども、今回の仕分け作業による来年度予算の削減は、もともと九十五兆円に水膨れした来年度予算の概算要求をいかに減らすかという焦りが拙速な事業の廃止や見直しを招いているとすれば、これはやはり本末転倒であると思ひます。現場目線の欠けた乱暴な事業仕分けは、国民生活あるいは地方行政に混乱をもたらします。

こうした事業仕分けについて、長妻大臣、どのように思われますか。率直な御意見を伺いたしたいと思います。

○長妻国務大臣 お答えを申し上げます。

この事業仕分けというのは、私は、一言で言えば、非常にすばらしい、画期的な取り組みであるというふうに考えております。

といいますのも、これまででは密室的に予算の査定が財務省主計局と各府庁で行われ、あるいは無駄削減という観点から厳しい指摘というのはなかなか世間の皆様の目に触れなかったということもあり、今度は衆目、傍聴者も入れ、そして、私も拝見しましたが、インターネット中継でも仕分け人の方々の議論が全面公開されるということでもあります。

私としては、そこであつた厚生労働省分野の貴重な御指摘を踏まえて、今後どういう形にす

るか、私なりの結論を出す。

あるいは、考え方として二つのことを感じましたのは、一つは、事業仕分けで御指摘をいただいたのは必要性の低い事業で、その事業そのものがもう必要性がないんじゃないのか、こういう御指摘。もう一つは、今あるおっしゃられた事業目的というのは私は必要な事業目的だと思います、その事業目的、政策目的は正しくて、やらなければいけないけれども、果たしてこの団体を通してやるのが効果的なのか、あるいは直接、もつと効果的な方法があつて、そこに貴重な税金を使う手法の方がいいのではないか、政策目的は間違っていないけれどもそのプロセスに浪費があるのでないかという御指摘。二つに分けて考えていく必要があるというふうに考えております。

○古屋(範)委員 大臣から二点について御説明いただきました。

確かに無駄削減は必要なことでありますし、また、それを国民の前に公開していく、これも重要なことかと思ひます。

しかし、最後におっしゃられたように、政策目的が正しい場合、その手法をどうしていくか、また、その判断基準、そして財源の規模、こうした物の考え方というものを今後予算編成に向けてしっかりと明らかにしていっていただきたい。このことを申し上げておきたいというふうに思ひます。

次に、各論に入つてまいりますけれども、平成二十一年度補正予算の中で、地域医療再生臨時特例交付金の削減についてお尋ねをしております。

今、私たち公明党は、生活現場に根差して現場の声をしっかりと聞いていこうということで、全国三千人の議員の意見を私たち国会議員が各県に出向きまして吸い上げる、こういう作業を行つております。

私も、十月、長崎県に行つてまいりました。そこで地方議員との政策懇談会におきまして、さまざま県下の議員から御意見をいただきました。

介護、医師不足、あるいは中小企業支援、保育など、非常に現場からの率直な御意見を伺つてまいりました。特に、長崎は離島の多い県でもありまして、医師不足問題が非常に深刻であるということでありました。

全国にあります九百五十七自治体立病院の約八割が赤字決算という状況の中で、期待が大きかったのは地域医療再生臨時交付金であります。鳩山政権によりまして、全事業一律二十五億円に削減をされました。地方では非常に落胆の声が広がっております。

長崎県でも、当初、離島の病院の再編ですとか研修医の確保、教育などをセットにした事業に百億、また佐世保・県北の救急医療体制整備に二十五億という計画を立てておりました。百億円事業の中止の連絡があつて、急遽、離島、研修医の事業を二十五億円規模に縮小しまして、佐世保・県北分も二十五億円を維持したまま一部修正をしたということでございます。

また、対馬では、病院の統合に伴う事業費九十億円のうち、五十三億円を基金から充当予定でありましたが、二十億円に減額をしたとのことで、市の負担が増す可能性が出てまいりました。また、研修医の確保、教育では、長崎大病院あるいは国立病院機構長崎医療センター、佐世保市立総合病院に設置予定だった地域医療研修センターの建設と新たな研修プログラムの運用、合計十億円を断念しました。

長崎県では、新たな研修プログラムの運用など、基金がなくても取り組むべき事業については進める方策を関係者と協議をしないと、この削減のしわ寄せに自治体は非常に今苦慮をしております。

大臣、地域医療崩壊が進む地域を根本的に立て直していくためには、二十五億円規模ではやはり解決が困難で、自治体の取り組みを中断させることになってしまいます。政府は次の診療報酬改定時に十分な対応を行うとしておりますけれども、その展開は示されておりません。今回の措置が自

治体財政の破綻への引き金とならないよう、十分な財政支援を行うべきであると考えます。

この臨時特例交付金の削減の影響、また地域医療再生への取り組みについて、大臣のお考えを伺います。

○長妻国務大臣 まず、大前提として申し上げたいのは、鳩山政権、鳩山内閣におきましては、医療を再生していく、地域医療の立て直しをするという明確な意思を持っております。例えば、医師不足にも医学部の定員を一・五倍に引き上げていく、あるいは、産科、外科、小児科、急性期医療、これを集中的に支援していく等々のことは大前提としてありまして、地域医療を立て直すということは私も全く同感でございます。

ただ、そのときに、この地域医療再生臨時特例交付金、基金でございますが、限られた財源でもございまして、私どももこれについては、当初は三千百億円の計画でございましたが、すべて削るというわけではもちろんございせん、七百五十億円を停止にして、二千三百五十億円はそのまます使つていただくということでありました。

考え方としては、当初は百億円プロジェクトが十地域、二十五億円プロジェクトが八十四地域あつたんですが、この百億円についてはまだ場所が決まっていないう段階でもございまして、地域の数九十四地域、一つの都道府県に二カ所、二十五億円のプロジェクトをつけさせていただくという形で、箇所数は変えずに百億円の部分を二十五億円ということにさせていたのだところでございまして、その意味で、それぞれの計画も拝見しておりますけれども、病院の改修、増築にもそのお金が使われるということでありました。

いずれにしても、後段でおっしゃられましたとおり、診療報酬が改定、二年に一度のものが、年末に向けてその取り組みが本格化してまいります。中医師協のメンバーもかつて、今議論を進めております。政策目的は質問者と私も同じでございますので、地域医療の立て直しに診療報酬の

観点からも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○古屋(範)委員 医学部の定員増ということですが、大学を卒業し、また研修医を卒業してくるには、少なくとも十年ぐらひはかかるかと思ひます。それまで地域の医療の再生というのは待つてられない状況。その中で、今回補正予算でこれだけのものを確保したわけですが、

大臣もその重要性はおわかりになつていて、箇所数は変えずに一部執行停止をしたというふうにおっしゃられていますが、病院の建てかえ等、先ほども具体例を申し上げましたけれども、こういう形で地方自治体としてはその分を予定して事業の組み立てをしていくというところもござい

ます。診療報酬の改定、これも一つの政策であります。私たちもその観点は、病院の勤務の改善ですとか自治体病院の支援、こういうことを考慮に入られて、こうした政策目的も当然今までも進めてきたわけですが、なかなかそれだけでは賄い切れない地域医療の崩壊というものがございまして、です。で、ぜひとも来年度の本予算の中でこうした地域の医療再生に伴う予算の確保、これはしっかりと確保していただきますようお願いをしておきたいというふうに思ひます。

続きまして、救急医療の方に移つてまいります。

私、十月に奈良県へも行つてまいりまして、救急安心センターを訪問してまいりました。

御記憶にあるかと思ひますけれども、奈良では平成十八年に町立大淀病院の入院妊婦の救急搬送依頼が十九の医療機関から受け入れられずに死亡したという事件もございました。その後も何件かこうした救急搬送に伴う事件が奈良で起きま

した。そこで、ことしの十月一日から、看護師らが二十四時間体制で救急医療の相談を受け付けるといふ救急安心センター事業、シャープ七一九というものを開始いたしました。たつた二十五日間

で一千三百三十六件の相談が寄せられたということとであります。医療全体を底上げしていく、体制整備をしていくということも大事ですが、ソフト面の事業としてこういうモデル事業を導入されたわけであります。

この奈良県版の救急安心センター事業、これはモデル事業として予算が約一億二千万円ということとで、一〇〇％国費で実施をされております。救急安心センターという組織が中核となりまして、救急相談員、看護師、消防経験者がそこに常駐をいたしまして医師と相談する体制の中で、県民の方がシャープ七一九を押すと、県民からの医療や救急搬送に関する相談に、二十四時間、三百六十五日対応することとなっております。搬送先の手配についても相談に乗るということでありました。

出動要請があつたら、重症患者、中等症患者、軽症患者などに仕分けをする、管制をする、トリージングをする、このことをセンターで行いまして、中々らしい患者さんでしたら二次病院、重篤な患者であれば三次病院、救命センターに紹介するということな事業であります。さらに、今後、このシャープ七一九に情報も入れ、そこで県民の方の救急の受け入れ、その仕分けのセンターを整備していくよう目標を立てているというお話でございました。

奈良県では、この救急安心センターを救急医療情報システムの構築の第一歩と考えておりまして、県民の安心、安全の確保が進むことが大いに期待をされております。特に、新型インフルエンザの流行もありまして、そうした相談件数も非常に多くなっているということでありまして、今年度のモデル事業であるために、次をどうするかというところが非常に大きな課題となっております。恒久的な制度にしていく必要があると思われま

す。本年度の消防庁の重点施策の一つとして、この三つの地域で実施されているモデル事業の成果を生かして十分な予算を確保していく上で、救急安

心センター事業を全国的に展開していくべきと考えております。モデル事業の現状、そして今後の取り組みについて、消防庁にお伺いをしたいと思

います。
○石井政府参考人 救急安心センターモデル事業について、奈良で実情をごらんになり、事業内容についても今かなり詳細にわたつて御指摘をいただいたところでございます。

私も、この事業のポイントが、住民の方が救急車を呼ぶ必要があるのかどうか、呼んだ方がいいのかどうか迷われる場合に、そういう不安におたえできる窓口を全国的に展開を図つていきたい、そういう必要があるだろうということとで、まずは今年度、愛知県、大阪市、奈良県の三つの自治体でモデル事業を始めたという経過でござい

ます。
御指摘もございましたけれども、十月一日からこの三自治体ともにスタートさせておりまして、スタート一カ月の状況ということで地元からお聞きしておるところでは、三つの自治体いずれにおきましても数多くの救急相談が寄せられておるということでありまして、事業の手ごたえを感じておるところでござい

ます。
今年度のこのモデル事業の予算につきましては、約三億六千八百万ほど計上をお認めいただき、この事業を今年度実施しておるわけでござい

ますが、ぜひこのモデル事業を来年度も続けたいということとで、三カ所程度モデル実施の箇所をふやす形で、来年度さらにこの事業の充実を図つていききたい、こういう方針でおるところでござい

ます。
○古屋(範)委員 来年度はさらにこのモデル事業をふやしていくことをお考えということとでござい

ます。
この子育て応援特別手当、廃止をされました。

政府が補正予算に盛り込まれた子育て応援特別手当の凍結に對しまして、国民の失望と、また地方の反発が強まっているということを大臣も実感されておられるかと思

います。
子育て応援特別手当は、公明党が強力に推進をして、既に欧米諸国で実施をされております幼児教育無償化への第一歩として期待をされておりました。一部の自治体では既に申請手続も始まつておりまして、自治体が支出済みの事務費、また凍結に伴う事務費や広報費用なども必要であります。こうした事態に、全国知事会など地方六団体も抗議声明を提出し、強い懸念を示しております。

一方では、支給凍結による混乱を防ぐために、市独自で支給をする、こういうことを決めた自治体もありまして、今回の凍結について、地方自治体の実情を一切考慮せず、公約を実現するための財源確保のみを考えた行為だという猛烈な批判の声も上がっております。

さらに、京都市議会では、支給を心待ちにしていた子育て世帯の期待を踏みにじるもの、地方の実情を聞くことなく一方的に執行を停止したことは国と地方の信頼関係を大きく損なうと、この執行停止を撤回するよう求める抗議の意見書が、自民、公明両党、そして民主系会派の賛成多数で可決をいたしております。

長妻大臣、一番の問題は、期待をして待つてい

る、本場に当てにしていた国民が失望し、政府に對する信頼を失う、このことが大きな問題かと思

います。
子育て世代や地方の反発を押し切つてま

でも強引に凍結した子育て応援特別手当、この政

策の変更理由とともに、執行停止の判断基準につ

いてお伺いをいたします。
○長妻國務大臣 まずもって、御指摘の子育て應

援特別手当の執行停止につきましては、期待をさ

れておられた皆様、あるいは事務作業をされてお

られた地方自治体の皆様に心よりおわびを申し上

げます。私の方からも、私が書いたおわび状を地

方自治体にも発送し、支給対象者の皆様へのおわ

び状も私自身が書かせていただいたところでござ

ですとか税制の改正等、さらに議論をしつかり深めてまいりたい、このように思います。

次に、子宮頸がんワクチンの公費助成等について質問してまいります。女性特有のがん対策についてであります。

現在、日本では、毎年約八千人の方が子宮頸がんにかかり、約二千五百人が死亡しております。私たち公明党では、女性特有のがん対策といたしまして、子宮頸がんワクチンの早期承認を一貫して求めてまいりました。そして、ようやく十月十六日に正式に承認が決まりまして、この予防ワクチンの販売が待ち望まれております。

世界では、このワクチンの有用性を重視いたしまして、接種費用に対する公費助成を行い、子宮頸がんの減少に取り組んでいる国がたくさんあります。収入の多少にかかわらず、より多くの女性に公平な接種機会の提供、そして、希望者全員が受けられるよう、子宮頸がんワクチンへの公費助成を創設すべきというふうに考えます。

また、私たちが進めてまいりました子宮頸がん、乳がんの無料検診クーポン、これは受診率の向上に非常に役立つ制度であります。この制度をぜひとも来年度以降も継続をしていただきたい、このように思います。

大臣のお考えをお伺いいたします。

○長妻国務大臣 今御指摘をいただきました子宮頸がんワクチンでございますけれども、これは民主党のマニフェストにも「子宮頸がんに関するワクチンの任意接種を促進する」というのを入れさせていたとき、そして、政権交代後の十月十六日に子宮頸がんワクチンについて薬事承認をさせていただいたところでございます。

これについての公費助成等に対する御指摘でございますけれども、そういう御指摘も踏まえて、子宮頸がんの予防を図っていくためにどういう方策が効果的か、総合的に我々も議論をしていくということでもあります。

子宮頸がんは、御指摘のとおり、二〇〇七年には二千四百四十一人の方がお亡くなりになってお

られるというデータもございます。その中で、これは前政権から御検討いただいた子宮頸がん及び乳がんの無料クーポン券事業というものがございまして。これは私も非常にいい政策であるというふうに考えておりますので、もちろん来年度以降も継続をしていくことであります。

○古屋(範)委員 最後の質問になります。肝炎対策基本法案についてお伺いをいたします。

十日に自民、公明両党で肝炎対策基本法案を提出いたしました。この全党一致での成立というのを今目指しております。また、肝炎対策に対する十分な予算の確保をしていきたい、このように考えております。

民主党におかれても、これに係る法案を既に提出されているところでございます。ぜひとも、肝炎対策に対する十分な予算の確保、これをお願いしたいと思っておりますが、この肝炎対策基本法の成立、そして予算の確保について、大臣のお考えをお伺いいたします。

○長妻国務大臣 今、肝炎対策の御指摘、御質問がございましたが、きょうも傍聴席にいられておられます。先日は、首相官邸で鳩山総理、私も邪魔しましたけれども、お会いをさせていただいたところであります。

この基本法案につきましては、今、各党各会派で御議論をいただいて、それが結論を得るということをおもてし、そういう議論が進んでいるということを承知しております。

そして、厚生労働省としては、来年度予算において、C型肝炎の皆様のインタフェロン治療の自己負担上限の引き下げのための予算要求もさせていただき、B型肝炎の核酸アナログ製剤の治療薬も助成対象に追加しようということであり、今財政当局とも交渉しているところであります。

そして、私としては、そういう助成をきっちり実現してまいりたいというふうに考えております。現してまいりたいというふうに考えております。

○古屋(範)委員 肝炎対策の予算の確保を強く求めまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○藤村委員長 次に、加藤勝信君。

○加藤(勝)委員 自由民主党の加藤勝信でございます。

まず冒頭、長妻大臣初め、副大臣、政務官、少し時期がたちましたけれども、御就任を改めてお祝い申し上げる次第でございます。

また、大臣におかれましては、先日の本会議でも御答弁をいただきまして感謝申し上げます。もと、鳩山献金問題に対する大臣らしい答弁を期待したところでありますけれども、大変残念な思いをいたしました。

きょうは、子ども手当をベースに、子育て、少子化対策、こういった問題について、まず大臣のお考えをお聞かせいただきながら議論を深めさせていただきますというふうに思っております。

まず、そもそも、子育ての責務あるいは役割はだれが担うべきなのか。いろいろなお考えがあるうかと思っております。今、少子化社会対策基本法というのを御存じだと思っておりますけれども、そこには、第一義的責任は父母その他の保護者が有する、こういうふうに書かれているわけであります。

私も、四人子供がおります。十分に子育てをしているかどうかというのは別にいたしまして、本人の思いとしては、できる限り、私も夫婦でやる、あるいは家族でやることはやっていきたい。また多くの皆さんがそう思っているのではないかと思います。

そういった気持ち、またそういった思いをベースにして、足らないところを、不足するところを、さまざまな形で国が、あるいは地方公共団体が、地域の皆さん方が御支援をしていく、そんな姿が望ましいのではないかな、今それが十分できているかどうかというのはこちらに置いておいて、ひとつそういう姿というものを、やはりより一層追求していくべきではないかというふうに認識をしておりますけれども、大臣において、その辺の御認識をまずお伺いしたいと思います。

○長妻国務大臣 今御指摘をいただきました法律

がございまして、少子化社会対策基本法という中にも「少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下」と書いてあるわけで、私もこの考え方は堅持をするということでありますけれども、では、費用の問題であります。

これまで我々は、子供を育てる費用というのは基本的に親が負担をする、こういう考え方が日本国では昔から当たり前の考え方でありましたけれども、お子様というのは社会保障の担い手でもあります。社会の宝という言葉もございまして、そういう意味では、お子様を育てる基本的な経費は社会全体で見ている、そういう発想を転換する時期に来ているのではないかと、こういうふうに考え、私どもとしても、子ども手当等々の政策を打ち出しております。

一義的な子育ての責任というのはまさに親にあるという法律も、保護者にあるという法律もございまして、その経費、その費用の分担についての考え方というのが時代とともに変わってきているのではないかと、こういうふうに考えております。

○加藤(勝)委員 今の話、大変重要なところもあると思えます。これからその辺も議論をしたいと思います。

ただ、私、いろいろと世代間でも考え方が違うのかもしれないけれども、私どもの世代等で話をすれば、やはりまずは自分たちが子供の教育費、育つ費用、それはしっかりと負担をしていく。

ある意味では、それも私もが仕事を一つの動機にもなっているというふうに思います。また、そういう姿を見て、子供たちが次の社会人として立派に育ってほしいな、こういう気持ちを持つている方は今でもたくさんおられるんじゃないかな、こういう思いがいたしております。

それから、次の世代の社会保障の担い手だからという、やや投資財的な見方というのはいかがなものかなという思いも、今のお話を聞きながら若干感じたことを申し上げたいと思えます。その上で、子ども手当の問題について少し話を

進めたいと思います。

マニフェストにおいて、子ども手当の政策目的として、「次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する。」「子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会をつくる。」あるいは先般お出しになられた子ども手当法でも、「次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資することを目的とする。」というように目的規定が書かれているわけでありますけれども、そもそも、これだけの費用、最終的には五兆円を超えるという費用を投入されるわけでありますから、やはり先ほど大臣がおっしゃったように、目的、そして政策手段がそれに適しているか、そういうことをこの問題についてもしっかり議論をしていかなきゃいけないというふうに思います。

まず、その前提として、この子ども手当、その目的を挙げればいろいろなことを挙げられると思いますけれども、主たる目的、何をねらっているのか、そのことを御答弁いただきたいと思えます。

○長妻国務大臣 まず一つは、例えば二〇五五年、そう遠くない将来でございしますが、私が仮に生きているとすれば九十五歳であります。加藤委員は何歳でございましょうか。

既に、二〇五五年、今のまま日本国が推移するとういう状況になるかというのは基本的に見えておりまして、人口は九千万人程度になる、そして高齢者を支える現役の方が、現役の方一・三人が高齢者お一人を支える、こういう時代になるとういうのが見えているところであります。今現在は、人口は一億二千万強、そしてお年を召した方を現役世代三人が支える、騎馬戦のような形でお年を召した方を支えておりますが、二〇五五年は肩車ということで、一人の現役世代がお年を召した方一人を支える。

今ですら、社会保障の担い手論としても、非常に財政が厳しいということもあり、あるいは財政に限らず社会全般、経済も含めて、日本の国の全

般で少子高齢化の影響というのもあるというのは事実であります。

そういう状況が見えている中で、政治として手をこまねいていいのか。今までも、前政権も含めて大変な御努力をいただいて、少子化対策というのは、いろいろな政策を打ち出してこられたというのには私もよく認識をしておりますけれども、劇的とはまでは言わないものの、なかなか改善が難しいという中で、私どもとしては子ども手当ということを考えて、海外の例も参考にしながらそういう政策を立案して、今、実行に移すという状況になっているということをお理解いただければと思います。

○加藤(勝)委員 二〇五五年には私は百歳になっているわけでありますけれども、今確認させていただきました。目的は少子化対策である、このことをまず確認をさせていただいたというふうに思えますし、またそこをベースに議論をさせていただきたいと思えます。

その上で、民主党さんの子ども手当、最終的には一月当たり二万六千円、来年度は一万三千円というところであります。そういう数字が出ておりますが、この二万六千円というのはどういう根拠に基づいた数字なのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○長妻国務大臣 この数字につきましては、これは選挙前、政策を立案する過程の中で、基本的なお子様を育てる経費というものを、これはいろいろな考え方がございしますけれども、一定の整理のもと、この金額ということをお我々としては打ち出させていたというふうに理解しております。

○加藤(勝)委員 ということは、いろいろな数字は若干あるものでありましようけれども、考えとしては子供一人に必要なお金、経費であるという御答弁をいただいたというふうに思います。

ですから、先ほど申し上げましたように、その金額をすべて本当に国が負担しなきゃいけないのか。そこところは、先ほど申し上げました、や

はり基本はまず親が、苦しいけれども子育てをしつかり頑張っていく、その経費も負担していく、私はそういう考え方を持っておりますから、とても全額まで、若干を負担していくというのはこれまでも児童手当はありました、もちろん所得制限がついての話でありますけれども、どうもそこはなじめないものを持つていることを申し上げたいと思えます。

その上で、先日、につば子育て応援団というところが主催しているシンポジウムに行つてまいりまして、私だけではなくて民主党からも、あるいは政府からも福島少子化担当大臣もおいででありましたけれども、そこには各地区で子育て支援を積極的に行つておるNPO等の皆さん方が、本当に北から南から結果をされて集まつておられました。

その中での議論で、今回、子ども手当というのを民主党さんがマニフェストの中に入れて主張された。そのことによつて、子育てというものの、あるいは子育て支援に対してスポットを浴びたことは大変評価する、ありがたいことである。しかし、やはり言われているような金額を、現金給付である子ども手当に集中されたのでは、我々は、というのはその方が進んでいるさまざまな子育て支援、そういったものが進まなくなつてしまふんじゃないか。逆の言い方をすれば、まず自分たちがいろいろやつている支援をしつかり応援してほしい。その上で、余裕があれば、力があればそういう現金的な給付もしてほしいという声が圧倒的に多かったというふうに思えます。それから先ほども、社民党の阿部委員からもそういうお話があつたように私は承らせていただきました。

また、多分、市町村においてそれだけのお金があるのなら、保育所あるいは学童保育の整備等々をもつとやつてみたいという声の方が私は強いのではないかなと。

そして子育てをされている方とお話をしても、もちろん、ただけるものはありがたい、しかし今のようない財政事情の中で、こうした対策

に充て得るお金に限りがあるとするならば、やはりもう少し違う方面にも目を配つてほしい、いわゆる現物給付としてのさまざまな支援、あるいは先ほどお話がありましたように、安心して働くことのできる環境整備、こういうことが私は圧倒的に多い声ではないかなというふうに思うわけであります。

一度決めてしまうと、あるいはもし皆さんがこれから、来年度、再来年度、決めてしまったものをまたもとに戻す、あるいはお金がなくなつてほかが必要だからというようなことは、やはり私は適切なことではないというふうに思つております。

そういう意味で、ここでお聞きをさせていただきたいのは、結果的に、この問題だけが非常に具体的で、そして非常な金額を持つています。それでは、それ以外の子育ての支援サービスであります、例えば保育サービス、もちろんその中には病児保育とか一時預かりも入つていっているわけでありまして、放課後児童クラブ、あるいは居場所づくり、地域子育て支援拠点事業等あるわけでありまして、けれども、これを今の状況で十分だとは思つておられないと思えます。

では、これをどういう水準まで持ち上げていくのか。そしてそういう中で、それもやりながら、おつしやるような子ども手当、一人二万六千円を毎月払う、そういう姿が本当に描けていけるのかどうか。やはりこのことに対する心配は多くの皆さんが持つておられる。

二十二年度の概算要求を見ても、残念ながら、今私が申し上げたものは事項要求というレベルなんです。財務大臣のお言葉をかりれば、いや、単に書いてあるだけだよ、こういうような話でありまして、そういう事業を支援されている皆さんからすれば、まさにこれでは本当に一点豪華主義、マニフェストに書いてあることはやるけれどもというところでは困る、こういう切実な声があることを大臣はどのように受けとめておられるのか。

そして、今申し上げた現金給付以外のさまざまな施策について、これから何年かけて、どういう水準に設定していくとお考えなのか。そして、それに対してどのぐらいの費用を考えているのか、そういった点についてお話をいただきたいと思っています。

○長妻国務大臣 今御指摘をいただきましたとおり、子育て支援、少子化対策というものは一面的な政策だけで実現できるわけではない。

具体的に言えば、大きくは三つあるのではないかと。子ども手当のような現金の支給による政策が一つ。もう一つは御指摘いただいたような現物給付ということで、保育所の整備や放課後クラブの整備、病後のお子様も預かるような保育所の整備、質の高い保育サービス。そして三番目は、いわゆるワーク・ライフ・バランスと言われております仕事と生活の調和、この三つがセットで初めて政策が実現できるということは私も心得ております。

その中で、なかなか出生率が、かなりのスピードで改善をするというところまで今日本はいっていない。しかしその一方で、お子さんを産みたいという希望を持っておられる方はいるけれども、結果的にはなかなか産めない、そういう状況が今起こっているのも現実でございます。その中で、子ども手当というのを一つ大きな政策の柱として、現状を開拓する政策として我々は掲げております。

そして、今言われた保育サービス、学童クラブも含めた現物給付の部分につきましても、これは前政権も待機児童ゼロ作戦というのを進められておりまして、その部分の非常に有効な部分は私どもも、今後ともそれを継続させていただくということでございます。さらに保育所の整備を加速していくということ、これは御指摘のように事項要求ということでございます。

まさに、加藤委員は主計局でらつ腕を振るっておられた過去があるので、そこら辺の財務省の厳しさというのはよく御存じだと思いますけれども

も、それを乗り越えて、私どももいたしましては、そういう財源をつけて現物給付の部分も取り組んでいくということは、これは前政権の有効な手段を引き継いだ上で、さらに取り組みを進めてまいるのでございます。

○加藤(勝)委員 私が申し上げたかったのは、現金給付がだめだということを言っているのではなくて、やはり全体のグランドデザインを示す中で、そして当然、それには負担がかかってまいります。まずそのグランドデザインを、少なくともこうした少子化対策というパッケージの中で、できれば医療、介護、年金等、全体の社会保障の姿をお示しいただいて、そして大体このぐらいになるよ、現金給付はこのぐらいですよ、そのかわり現物給付あるいはワーク・ライフ・バランスもこういう形で支援ができれば、やはりそういう姿を見せていただかないと、これだけのお金をある部分だけ、はい、どうぞと言われても、わかりましたというふうには私はなかなか言えないのではないかと。

これは私だけじゃなくて、多くの皆さん方が先ほど申し上げたようなお話をされる。それから新聞の論評を見ても、そういう論評が多いですね。その背景には、事のよしあしというよりは、やはり将来のデザインをしっかりと決める中でこれだけ大きい歳出というものを位置づけていかなければ心配なんだ、そういう切実な声があるということをお認識いただきたいというふうに思います。

その上で、次に行かせていただきたいと思っております。

今回の子ども手当につきまして、今申し上げた財源との絡みもありますけれども、私は、この子ども手当と、それから今議論されている扶養控除等々をどう廃止していくのか。あるいは、児童手当及びそれ以外あるのかどうかわかりませんけれども、今既に支給されているものを廃止する、あるいはこの中に吸収する、こういう全体の中で今回の措置というものは効果が図られていくのではないかとこのように思うんですけれども、なか

なかその辺の姿が見えてきていない。支給は大臣のマトリなのか、あるいは扶養控除になるとこれは財務大臣になるのか、その辺はわかりませんけれども、ぜひ、トータルとしての姿を私は出していただきたい。その延長の中にいわゆる給付つき税額控除みたいな議論も当然出てくるんじゃないかというふうに思っておりますので、これはひとつお願いをしておきたいと思っております。

その上で、子ども手当の場合、今、国が一〇〇%負担する、こういうお話になっていると思っておりますけれども、少子化対策にはさまざまな施策があります。今日、国、都道府県、市町村、事業主そして利用者、保護者というべきでしょうか、それぞれ負担をされているわけでありますけれども、これから、こうした少子化対策は国が全面的に負担をしてやっていくんだ、こういうお考えなのか、この辺のバランスというものをどういう考え方に立ってこれから進めていくかとされているのか、お示しいただきたいと思っております。

○長妻国務大臣 これは、平成二十二年度の概算要求でも、厚生労働省といたしましては全額国費という考え方で概算要求をさせていただいております。私としては、今後、財政当局あるいは内閣の意向というのをごいまいしうが、厚生労働省としては全額国費ということで要求をさせていただいております。

○加藤(勝)委員 私が聞かせいたかったのは子ども手当の話ではなくて、子ども手当を一〇〇%国費とすると、それ以外の施策の今の費用分、これも当然考え直していくべきだと思うんです。その辺のお考えをお聞かせいただきました。

例えば、保育所あるいはさまざまな学童保育、さまざまな支援事業については、国と地方公共団体、事業主、利用者、それぞれに負担を求めているんです。そういった問題についてどうお考えになつておられるのかというところを教えてください。

○長妻国務大臣 御指摘のとおり、例えば学童保

育等々につきましては、今、事業主負担の財源を使ってその政策を執行しているということがございます。そうしたときに、子ども手当が全額国費になると、ではその部分はもうどうお考えなのか、こういう御指摘だと思いますけれども、これは今後、概算要求、十二月末に向けて、内閣での議論を通じて、その部分についても私どもとしては決定をしていきたいというふうに考えております。

○加藤(勝)委員 新しく政策を転換していかれるわけでありますから、そうした基本的な考え方、もちろんケース・バイ・ケースということはあるとは思いますが、はつきりさせて進めていただきたいと思っております。

それから、子ども手当の支給について所得制限をつけられない、こういう御主張でありました。その主張はその主張とした上で、例えば今、児童扶養手当、これも所得制限がついています。そういうものについて、あるいは保育所の保育料についてはいわゆる応能負担という形になっているんですけれども、そういった所得制限やあるいは応能負担といった考え方について、この少子化対策の中において、これからどう位置づけていかれるのか。いや、もう所得制限はしないんだということでお考えになつておられるのか、そこを教えてください。

○長妻国務大臣 まず、今私どもが実行しようとしております子ども手当については、御指摘いただいたとおり、所得制限がないという考え方のもっと概算要求をさせていただいているところであります。子ども手当が所得制限がないから、直ちに、今現在、各種保育サービス、子育て支援のサービスについてもそういう考え方、所得制限を一律なくす、応能負担をなくす、そういうことにはすぐにはつながらないというふうに考えております。

○加藤(勝)委員 一番近いのは児童扶養手当だと思っておりますけれども、当然そういったことも議論をしていかなければならないと思っております。

この子ども手当、先ほど申し上げたように、多くの方は確かに関心がある。しかし、一点豪華主義でこれだけ行かれるのは大丈夫かという不安があるということも、もう既に御認識だと思ひます。その認識を払拭するためにはやはり全体のグランドデザインというものを、十年後なのか五年後なのか、これはいろいろあると思ひますけれども、出した上でその実現を図っていくか、私はそれが本筋ではないかと思ひますし、当然、そのときにはかなりの費用負担になると思ひます。その財源もどうしていくのか。やはりこの議論から逃げてしまつたのでは国民の安心というのは実現できないということを申し上げておきたいと思ひます。

次に、中医協の委員の任命についてちよつと教えていただきたいと思ひます。

今回、中央社会保険医療協議会の委員について改選が行われたわけでございます。その中で、これまでの慣例として、一期が二年でありますから三期六年、これを超えれば改選するということとございまして、その対象者が二名おられます。しかし、それ以外の七名の方について、三名が再任をされた一方で、四名の方が新しい方になつていくわけでありまして。

こうした状況の中で、御承知のように、社会保険医療協議会法の第三条に、これは中央協議会です。中央協議会は、次に掲げる委員二十人をもつて組織する。こう書いてありまして、その第二号に「医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員」、こういうふうに書かれていくわけでございます。

今回、新たに四人の方が委員として任命をされているわけでございますけれども、この四人の方々が、どういう形で今申し上げた医師、歯科医師及び薬剤師を代表しておられるのか、その辺の御見解をお教えいただきたいと思ひます。

○長妻国務大臣 政権交代をしてこの中医協のメンバーが、これは任期途中ということではもちろんございまして、任期が切れた後、委員の入れ

かえがあつたということでございまして。

この中医協というのは、御存じのように、巨額な医療費をどこに幾ら配分するのか、一円単位で事細かく決めていく一つの審議会でもございまして、その役割というのは、医療政策を立案、実行する上で非常に大きな役割を果たす、地域医療再生にも大きな役割を果たす組織であるというふうな考へております。

その中で、これまでの慣例どおりに、ある意味では自動的に決まってくるということではなくて、しかし、今言われたような法律の定めもございまして、一定の、地域医療を代表される方々という観点でこういう新しい人選を、任期切れに伴つて後任を決めさせていただいたということとございまして。

医師会におきましても、私どもも文書等でも説明をして、この人選を決定させていただいたというふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○加藤(勝)委員 私が聞かせたかったのは、この法律による「医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員」という意味を大臣はどのように解釈されて今回の四名の方を任命されたのか、そこを明らかにしていただきたいと思ひます。

○長妻国務大臣 具体的にはお名前を申し上げませんけれども、新しく任命申し上げた方でありまして、京都府医師会の副会長をされておられ、かつ、日本医師会の社会保険診療報酬検討委員会の委員長もされておられるということで、非常にその組織を代表されておられるのではないかと。そして、もう一人の方は茨城県の医師会の理事をされておられるという方でもございまして、お医者様の全体の意向も酌んだ上での御発言ができる方であるというふうな判断、あるいは総合的な判断をして決めさせていただいたということとあります。

○加藤(勝)委員 もう一方、ある大学の医学部長というお立場の方がいらつしやいます。これはどういう判断によるんですか。

○長妻国務大臣 これも今までは、大学の医学部

の先生というのは中医協のメンバーとして、私の記憶の限りではおられなかったと思ひます。地域医療のある意味では中核を担う、そういう大病院の方にも御議論に参加いただくという趣旨でございまして。この大学の医学部、全国を横断する組織もございまして、そこでも委員を務めておられる方という意味でも、大学あるいは中核病院を代表するという意味で、この先生にお願いをしたというところで。

○加藤(勝)委員 そうしますと、大臣の解釈は、例えば医師を代表するというのではなくて、ある部分の医師を、ある地区の医師を代表するというところで十分この条文は満たしている、こういうふうな解釈されているということですか。

○長妻国務大臣 これはやはり、どういう考え方で中医協を位置づけていくのかということと、ある意味では政権の根幹にかかわる、医療政策、社会保障政策の根幹にかかわる問題でもあると思ひます。

従来型の議論でいきますと、日本医師会の役職の方が、ある意味では自動的にそこに当てはまつていく、こういう考え方で前政権も来られてきたわけでございますけれども、お医者様を代表するといったときに、多様な方々の御意見も伺いする、しかし、やはりその方々はいくつかの制約要件の中で、私どもとしても、地域医療立て直し等々の観点、そして医療政策における重要な役割を担っている中医協であるという観点から考えて、今回の人選を申し上げたところで。

○加藤(勝)委員 正直言つてよくわからなかつたんですけれども、大臣がお考えを変えて、法律をお変えになられて、それに従つておやりになるといふのはそれは一つの考え方だと思ひます。しかし、現実には今ここに法律がある以上、いかに政権がかわつたとしても法律の方が優先するのは間違いない事実だと私は思つておりました。そういう意味で、やはりそれにしっかりと対応した、今のお話では、政権がかわつたからその辺の解釈も

変わつてきたんだ、このように受けとめたわけでありまして、むしろ、こはしっかりとこの法律を定義していただいて、法律のつとつて対応していただくか、また、必要な改正があれば、それは改正していただくというのが筋ではないかというふうな思ひます。

その上で一つお聞きしたいのは、その第五項に、「厚生労働大臣は、第一項第一号に掲げる委員の任命に当たつては医療に要する費用を支払う者の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、同項第二号に掲げる委員の任命に当たつては地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、それぞれ配慮する」と、こういうふうな書いてあるのでありますが、この二つ目の「地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者」というのは、どういう者を大臣はお考えになつておられるのか、そして、今回の一連の任命に当たつてどのような配慮をされたのか、教えていただきたいと思ひます。

○長妻国務大臣 まずもつて申し上げたいのは、今回も任命申し上げた方は日本医師会のメンバーの方であるということは、まずもつて申し上げたいところでございまして。

その中で、「地域医療の担い手の立場を適切に代表し得る」ということでございましてけれども、一人の先生は京都府医師会で開業医をされておられるということで、都市部ですので、都市部で開業されておられるという御苦労やそこでの御経験というのが反映できるのではないかと、そして知見としても、医師会で診療報酬の委員長まで務めておられる方であるということとあります。

もう一人の方は茨城県医師会の理事の方でございますけれども、この方はどちらかといひますと、都市部ではない、地方部分で御奮闘をいただいております方であるということ等々も勘案して、そういうお声をお届けいただけるのではないかとということも含めた、総合的な結論であります。

○加藤(勝)委員 申しわけないんですが、今のは

法律とは全く関係ないお答えであります。今の

は、任命に当たってどういう者の意見に配慮するかということでありますから、どういう人を任命するかという話とは全く違っているわけでありますから、その辺をやはりしっかりと踏まえて任命をしていただくなり、また、任命に当たつての手續を踏んでいただきたいというふうに思います。時間がたちましたので、これで終わらせていただきます。

○藤村委員長 次に、棚橋泰文君。

○棚橋委員 自由民主党の棚橋泰文でございます。

まずは、長妻大臣、近い年齢の者として大臣の大臣御就任を心からお祝い申し上げます。と同時に、長妻さんが野党の議員であつたときに、私は、長妻さんの言う中身に政党を超えて共感する部分も率直に言つてございました。ですから、ぜひ、大臣なんですから、それを実現していただきたい。大臣は、就任されて約二カ月たつ、野党の議員ではありません。もう今あなたの仕事は、何かを指摘したり何かを発言することではなく、何を実行するかでございます。そういう意味で、厚生労働行政を中心に、本質的な点について具体的な例を挙げながらお尋ねしたいと思ひます。

第一に、社会保険庁、新たな機構に移りますね、大臣。移りませんか。では、社会保険庁は新たな機構に移るのかどうか教えてください。新たな形態に変わるのかどうか。お願いいたします。

○長妻国務大臣 来年一月から日本年金機構となります。

○棚橋委員 それでは、その機構には懲戒処分を受けたかつての、今いる社保庁の職員は一人も雇用されない、当然のことだと思いますが、そのように理解してよろしいでしょうか。イエス、ノーでお願いいたします。

○長妻国務大臣 これは既に閣議決定されているところでありますので、イエスです。

○棚橋委員 では次に……

○藤村委員長 指名をしてから発言をしてください

い。

棚橋君。

○棚橋委員 では次に、懲戒処分を受けた社保庁の職員は厚生労働省等に雇用される、あるいは国家公務員の身分のまま機構が発足した後に残るというところはございますか。それとも、もうそういう方々は簡単に言うとおやめいただくということとで間違いありませんか。

○長妻国務大臣 この閣議決定といふのは、御存じのように、日本年金機構には懲戒処分を受けた職員は行かないという閣議決定でございまして、それは私どもとしても遵守をするということとを申し上げます。

この職員の方々については、新しい組織ができるに伴つて、行き場がない場合は分限処分ということにもつながるわけでございます。その一方で、私、任命権者、厚生労働大臣には分限回避努力義務という義務も一方では課せられておりますので、こういう方々をどう再就職させるのかということは、私どもも、あらゆる手段、あらゆる方策を今検討しているところでございます。

前政権におきましても、社保庁で懲戒処分を受けた方々数百人が厚生労働省の正職員として内定をされ、既に働いておられる方もいるというふう聞いております。我々としては、分限回避努力をしていくということと今取り組んでおります。

○棚橋委員 大臣、それは少しおかしくないですか。あなたが今までやつてきた年金記録問題に対する追及、これは、もともと社保庁の職員の一部でしようが、いいかげんなことをしたかゆえに国民に大きな不安を呼んだんですよ。そして、その社保庁にいた、懲戒処分を受けているそういう職員を、会社で言うなら企業が倒産して再生するに当たつて生活のために守るわけですか。今民主党

席からやじが飛びましたが、懲戒された職員の生活が大事なのか、一生懸命頑張っているけれども雇用をまだ保証されなくて就職口を探している普通の国民が大事なのか。

大臣は今、分限回避義務があると言いました。あなたの職責は、懲戒処分を受けた社会保険庁の職員の職を守ることもなか、それとも、失業率がこれだけ高い中で、少しでも多くの方に、まじめに働く国民の職を守ることもなか、どちらです。

○長妻国務大臣 この閣議決定の趣旨というのは、私が考えますのは、年金記録問題というのは、これは五十年前に内部文書がございまして、五十年間ある意味では表に出ずに、ずっとこまめでひどい状態になるまでほったらかしにされてきた重大問題であつて、国家の威信が傷つき、信頼も地に落ちるような問題であつた。その中で懲戒処分を受けた方がその記録問題の回復の作業に携わるといふことはいいかかものかという趣旨で、懲戒処分の方々に對する日本年金機構への移行は認めないということとは私も同感でござい

ます。その一方で、裁判所の判例なども含めて、大臣に分限回避努力義務が課せられているというのも実態でございまして。既に懲戒処分の方でも民間に再就職が決まつておられる方も何人かいるというふうにも聞いております。そして、前政権においても懲戒処分者を厚生労働省で数百人内定を出しておられるということも聞いております。

今後、方針を決定しているわけではございませんけれども、そういうことも総合的に判断をして、きちつとした方針を打ち出すということであり

ます。

○棚橋委員 大変残念です。長妻委員であればそのような答弁は多分許さなかつたと思ひますが、前政権だつたら前政権だつたらいつまで言い続けるんですか。もう二カ月ですよ。いつまでも野党のつもりでいいんでください。政府なんですから。あなたは国務大臣なんですから。

では、もう一度聞きますが、年金記録をのぞき見た職員もいますね、関係ないのに記録を、個人のデータを。まず、こういう職員はどうなるのでしょうか。それから、今お話にあつたように、

年金記録とは直接関係ない理由で懲戒処分を受けた人間は、再雇用ないし機構に移る、どちらかで守られる、国家公務員としての機構の一員なのか、そういうことなんですね。その点をお答えください。

○長妻国務大臣 今のお話は、懲戒処分を受けた社会保険庁の職員、のぞき見、年金の記録の不正閲覧ということでございますが、そういうことで懲戒を受けた方も確かにあります。そして、別の案件で懲戒を受けた方もあります。

私が申し上げているのは、どんな案件であれ、社会保険庁で懲戒を受けた方は日本年金機構には行けません、こういうことを申し上げております。

○棚橋委員 おかしいじゃないですか。まじめに働いている職員は民間との競争をしながら年金機構に行くわけでしょう。懲戒処分を受けた人間だけが国家公務員で残れるわけですか。今のお話ですとそう聞こえますが、そういうことはないんですよ、もちろん。

○長妻国務大臣 私はそういうことは言つておりませんで、何しろ日本年金機構には今申し上げたような考え方で移行するというところであります。その方々がそのまま分限処分になるのか、あるいは、大臣には分限回避努力義務が課せられておりますので、どういう再就職先を考えるのか、これについて今方針を決定するべく議論をしている、こういうこととでございます。

○棚橋委員 だから、年金機構にはまじめに働いている職員が行つて、懲戒処分を受けた人間が国家公務員で守られるなら、正直者がばかを見るといふことになりませんか。それだつたら、ああ、おれも懲戒処分を受けるようなことをしておけばよかつたということになりませんか。

そうならないために、懲戒処分を受けた職員は、社保庁自体が事実上機構に移るわけでしょう、そうであれば、そこには、機構はもちろんですが、国家公務員としても残つていただくことができないと言ふべきではありませんか。もう一度

その点、お聞きいたします。

○長妻国務大臣 繰り返しになりますけれども、何しろ懲戒処分を受けた方は日本年金機構には行かないということでごいまして、そういう方々を今後どういう形で処遇するのかということにつきましても、今、省内あるいはいろいろな方の御意見も聞いて議論をしている最中であるということとで、結論が出ればそれは速やかに公表していきたいというふうに考えているところでです。

○棚橋委員 本当に残念です、長妻さんからはもうちょっと歯切れのいい御答弁があるかと思いましたが、官僚答弁そのものでして、

もう一度言いますが、簡単に言うと、悪いことをした人間は国家公務員に残って、まじめに働いている人間が機構に行く、これはおかしいと思えますよ。残念ながら、この質問、何度質問しても官僚答弁しか返ってきませんので、もう一つ別の角度から厚生労働大臣の姿勢を教えてくださいなと思えます。

子ども手当 大臣、給食費を払えない御家庭、これはしょうがないです、しかし、払えるのに払わない保護者がいるのは御存じですね。その方々は、まじめに給食費をきちんと払っている保護者の方からすると、大きな、おかしいんじゃないかという声がある。

そういう中で今回子ども手当を民主党政権としてお出しになるならば、地方自治体等が給食費を子ども手当の中から、お子さんのためなんですから、天引きする制度、これをぜひつくっていただきたいんですが、そのお気持ちはありますか。

○長妻国務大臣 確かに今御指摘いただいたような御意見も、委員以外の方からも私も事実だといっております。

ただ、給食費を払えるのに払わないという方につきましても、やはりこれは別の措置も含めて払っていただくことが必要であるということとは、これはもう当然のことです。

その意味で、子ども手当というのは、現金を支給するときに途中でそういう天引き等々の作業が

入るということに関して各方面に御理解が得られるかどうかということもございしますので、私どもは、今の御指摘の点についてはなかなかすぐここで即答できるという案件ではないというふうに考えております。

○棚橋委員 なぜできないんですか。今民主党の議員からもやじが飛びましたが、自治体にやらせろということでしたけれども、これは自治体に全部押しつけていいんですか。現実にはできないからこその給食費の滞納があるわけじゃないですか。そして、それが多くの、一生懸命家計をやりくりしながら子供のための給食費を払っている保護者の皆様方の不公平感を大変呼んでいる。

そもそも子ども手当というのは何ですか。お子さんを一生懸命育てるために、子供のためでしょう、極論すれば、それなのになぜ給食費はそこから天引きできないんですか。

もう一度、その点を教えてくださいな。

○長妻国務大臣 払うことができるのに給食費を払わない方を何とかしないという、この趣旨は私も全く同感でございますが、それを例えば、じゃ、どんどん拡大してまいりますと、例えば国民健康保険、国保の保険料を払えるのに払っておられない方、お子さんにも保険は適用されるわけですから、それ子ども手当から天引きした方が自治体はいいと。じゃ、ほかの保険料も払っておられない方から天引きして。じゃ、なぜ給食費だけ天引きして、ほかのもの、そちらの方が徴収コストが安いから天引きをしようということにもなり、議論としては広がる可能性もありまして、まずは私どもとしては子ども手当を支給していくということを実行していきたい。

そして、今地方というお話がございましたけれども、これはもうよく御存じのように、厚生労働省は、各地域に手足、出先機関が細かくあるわけではございませんで、多くの施策は地方自治体の事務に頼らざるを得ない。地方自治体の御協力なしには厚生労働行政は動かないと言っても過言でないわけですので、子ども手当の事務につ

きましても、地方自治体の皆様に十分御説明をし御協力をいただくというふうに考えております。

○棚橋委員 まず、地方にすべて押しつけるのはやめてくれませんか。どうも鳩山内閣の皆さんはだれかにその責任を押しつけることがしばしば多いんですが、

もう一度言いますが、お子さんの給食費というのは、まさに子供のために必要な最たるものじゃないですか。私はまだ、国保に関して、そこも徴収してくれなんて言っていないんですよ。少なくとも、子ども手当なんですから、子供のために使うんですから、お子さんの一番本質的な給食費の天引きぐらいは認めるべきじゃないんですか。なぜそこが認められないのか。もう一度、できれば後ろからのメモを読まずに自身のお言葉で答えたいだけあればありがたいです。

○長妻国務大臣 そこについては、これは先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、給食費を、どういう理屈で給食費だけに着目をして、あらかじめ天引きするのか、じゃ、払えるのに払わないということはどういう基準で考えていくのか等々、論点がたくさんあるというふうに考えております。

私どもとしては、これは来年度からの事業でありますので、これについては基本的には現金でお支払いをするということを取り組んでいきたいと考えておりますので、今御指摘の案件について、直ちにそれを実行するということは今の時点では考えていないということでございます。

○棚橋委員 今いみじくも現金でお支払いするという話がありました、これは何のためにやるんですか。子供のためでしょう。それなのに、なぜ給食費は天引きできないんですか。そもそも、来年の六月に子ども手当の給付をなさる、これはどう見ても有権者に対する買収じゃないですか、これじゃ。

いいですか、本当にこの二万六千円が子供に使われるという保証があるならば結構ですけど

も、それはないわけですよ。そして、私が給食費を取り上げたのは、これが象徴的事例だからです。あなたは、親御さんが、保護者が給食費を払う能力があるながら払ってくれない、それで給食を食べている子供がどんなに困っているかわかりませんか。わかるのなら、二万六千円出すのならば、その中から給食費を天引きしたらどうですか。

もう一度お答えください。

○長妻国務大臣 議論を分けていただいたいの思いますが、給食費を払えるのに払わない、それはだめですよ、それは。それはだめですよ。当たり前で、そこはきちつと差配していただきたいと思えます。

そして、多分、委員は子ども手当は子供に使われないという御懸念もあると思えますけれども、先ほど申し上げましたように、子ども手当は、お金に色はありませんけれども、それが家庭に入って、お子様がそこに歴然としている家庭に入るわけで、それは、そのお金が、例えば別の生活費にそのお札自体が回ったとしても、そのお子さんを育てるためにはお金はかかるわけです、かすみを食べて生きておられないわけでありまして、そういう意味では、お子様を育てるお金というのには、お子様がいらっしゃる家庭は確実に使われているわけでありまして、その基礎的な費用を社会全体で見ていると、こういう趣旨でございますので、基本的には、お子様がいらっしゃることは、そこにお金がかかっているということだと私は認識しております。

○棚橋委員 おかしいじゃないですか。今大臣は、給食費を払えるのに払わない親はだめですねとおっしゃいましたよね。この御家庭では、二万六千円もらっても、天引きしなかったら、給食費は払わない、自分の遊びには使うという可能性もあるわけですよ。だからこそ、天引きしたらどうですかと言っているんです。まさに、給食費が払えるのに払わない親はだめなんですよ。そこに二万六千円渡して、天引きしないんですよ。ど

うしてなんですか。給食費を払えるのに払わない親がだめならば、二万六千円はお子さんのためのものだから、そこから給食費だけは天引きしますと言ったらどうですか。

なぜここにこだわっているかというと、本当にこの二万六千円が子供のためのものなのか、そうでないのかという、民主党政権の本質が問われているからですよ。お答えください。(発言する者あり)

○藤村委員長 御静粛に願います。

○長妻国務大臣 今のお尋ねでございすけれども、突然のお尋ねでもございすので、私どもとしても、そういうことを実行した場合、どういう論点があるのか、どういう課題があるのか、あるいは、その部分について法律の立案というのが必要になるのかならないのか、そういうことも含めてこれは検討はしていきたいと思ひますけれども、今この場で直ちに言われて私が即答をするということは逆に無責任な結果になるというふうに考えておりますので、それはどういう論点があるのかということについては、我々も中で検討していきたいと思ひますけれども、それが直ちにお約束できるという段階ではないということは御理解いただきたいと思います。

○棚橋委員 申しわけないですが、まず、大臣の答弁、どんだん後退というか食い違っていますよ。

先ほど私がこの話をしたときに、そういう指摘は委員以外からもありましたというお話をされていたから、前からこの問題は認識していたんじゃないですか。しかも、昨日、この厚生労働委員会の理事会で最終的にきょうの委員会が決まったのが夕方ですよ。私、通告出しましたよ、子ども手当についての。

子ども手当は民主党政権の最大の目玉でしょう。当然制度設計がいはいしているんじゃないですか。まして、あなたが大臣になってから二カ月でしよう。その中で一番、こんな象徴的な問題がまだ制度設計していないんですか。

もう一度伺いますが、子ども手当なんだから、子供に必要な予算に関しては特化して天引きするおつもりがあるのかないのか、もう一度教えてください。

○長妻国務大臣 確かに委員からは、きょう子ども手当については聞きますということを……(棚橋委員「昨日です」と呼ぶ)昨日ですか、昨日はいただいたというふう聞いておりますけれども、個別具体についてここで即答せよというお話はございまして、これについて本当に、この場で今聞いて、そこで私がそれに伴う論点を持たずに、それはいい悪いと、国会の場で責任ある立場で言うというのはいけないということはぜひ御理解をいただきたいと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、そういう考え方をとるときに、どういう論点があつてどういう課題があるのかということ、国会でのお尋ねでもございすので、我々も部内で現状把握をしていくということでございすですが、直ちにそれを実行するというお約束はこの場ではできないということも申し添えておきます。

○棚橋委員 大臣、大変見事な官僚答弁です。よくまあ二カ月のうちにここまで官僚答弁を身につけたなと。たしか大臣は官僚経験ないはずですけども、見事なものだなとあきれております。いいですか、子ども手当の給食費の問題というのは子ども手当の本質なんですよ。つまり、民主党さんが政策構想を出す中で、政権公約をする中で、子供ののためにと言っている以上は、この二万六千円のお金の子供に使われるかどうかということとを当然詰めているはずなんですよ。まして、あなた、大臣になつてもう二カ月でしよう。それなのに詰めてないわけじゃないですか。本当に子供のためなんですか。そこがおかしいでしょう。

だからもう一度聞きますが、その象徴例として、給食費を払えるのに払わない御家庭に関して、あなたは天引きする制度を設けるつもりがあるのかないのか、もう一度お願いいたします。

○長妻国務大臣 別に私は官僚の方から何か答弁

を習ったわけでもございせんけれども、やはり常識的に考えて、この場で責任ある立場として、すぐやる、すぐやらないということは即答できないということもぜひ御理解をいただきたい。ペテランの棚橋委員でございすので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○棚橋委員 こういうふうな国会でぎくばらんに、しかも虚心坦懐議論するというのは当然のことじゃないですか。あなたがよく質問で今までやつてきたじゃないですか。

何よりも、今申し上げているように、子ども手当に関して給食費を天引きするかしないかは、この子ども手当という制度の本質にかかわるものなんですよ。

本当に子供のために使われるかどうか、それを民主党政権は、あるいは長妻大臣は全く検証しないんですか、してなかつたんですか。本当に子供のために使われるのかどうか。我々も、本当に子供のために使われるなら議論の余地はあると思ひますが、国民の多くが心配しているのは、残念ながら、ごく一部ですが、心ない御家庭を中心として、税金が子供のために使われない、そういうことにならないかということを中心配しているんですよ。

だからこそ、制度設計の中で、せめて前向きに考えるとき、官僚答弁じゃなくて、ことしじゅうにそれを導入する方向で検討するとか、それぐらいは言えないんですか。

○長妻国務大臣 いや、私も、棚橋委員の趣旨というのは、なぜそれを考えるに至つたかということとは理解できないわけではございせん。先ほど申し上げましたように、それを具体的に実行するとき、ではほかのものはどうするか、あるいは法的ハードルはどういうものがあるのか、現状、払えるのに給食費を払つておられない方々がどの程度おられて、市町村はどういう対策をして、市町村としては天引きというの有効だと考えておられるかどうか、思ひつくだけでも数々の論点がございすので、そういう論点に

つきましては私どもも部内あるいは関係者と協議をして現状把握をしていくということは先ほど来申し上げているところであります。

○棚橋委員 本当に残念です。ミスター年金がミスター検討中になつたというのは本当なんですか。

この議論、何度お話ししても、検討中、検討中というお話でしようから、これ以上は、きょうの委員会では御質問しませぬ。

もう一点、インフルエンザの問題。

これは国民の多くが、そしてまた、特に高齢者や基礎的な御病気を御持ちの方あるいはお子さんをお持ちの御家庭、こういう御家庭を中心に物すごく心配をしておりますが、御承知のように、ワクチンを一回打つ、それを、足立さんという政治家がいるんですか、その方が二回に変えた。そしてまた一回に戻した。

この点、当然大臣としては把握していると思ひますが、昨日の本会議でもあなたは、科学的知見に基づいてこれは判断したと言ひましたが、では、二回原則として打つと決めたときに、一回打つば重症化しない、生命にかかわるような重症化しない確率がどれぐらいで、二回打つばどれぐらいである、そういう検討は当然なつたんでしょいうね。多分、基礎的な数字だからわかりやすいと思ひますが、一回打つばどれだけの効果があり、二回打つばその効果を何%の方がさらにプラスになるのか、その数値を教えてくださいなければ、あるいはその議論を大臣教えていただければありがございす。

申しわけございせんが、大臣に通告しております。政務官には聞いておりませぬ。

○長妻国務大臣 これも先日、本会議でもお尋ねになりましたので私も御説明申し上げましたけれども、私どもはこの新型インフルエンザワクチンの接種の臨床試験ということを実際に実施しております。成人の健康な方へ一回接種するとうとうところまで免疫ができるのか、二回目接種するとうとうその免疫が上がるのか、あるいは中

高生に接種するとどれだけ免疫が上がるのか等々の臨床試験を今実施しているところでございます。先日、新たな方針を私どもが出させていたいただきましたのは、成人の方への接種の臨床試験の二回目の結果がその日に出来まして、そしてその日に方針を決定して、公表させていただいたというところで、その臨床試験の結果に基づいて議論をして、そして、速やかに結果が出て、速やかに方針を打ち出す、こういう手法をこれまでとらせていただいているところであります。

これにつきましては、一回接種でいいと一回言いつつ、やはり二回がいいですということとは、これはもうもちろんあつてはならないことでありますので、そういうことがないように我々は取り組んでいる。我々は、一回接種でいいと言つて、二回ということを行政として決定したことはございません。

○棚橋委員 そういふ方向で強く政務官が指導されたという報道は、ではすぐ打ち消されたんですか。翌日に、あるいは少なくとも火、金には定例の閣議がありますから、閣議後の記者会見で今の件、すぐに訂正して、そのようなことはないとおつしやつていたんですか。

相当多くの方の、国民の不安を呼んでいましたよ。おつしやつたのかどうか、訂正をすぐにしたのかどうか、大臣、お答えください。

○長妻国務大臣 これについては、専門家の御意見はいろいろございましたけれども、行政としての結論というのは、十月の中旬にまずは初めに出し、そして先日、十一月の中旬に出したということでございます。それにつきましては、経緯も含めて、私の会見でも丁寧に御説明を申し上げたところであります。

○棚橋委員 大臣、あるいは今政府の政務三役と言われる方々に申し上げますが、政治主導というのは政治家のわがまま主導ではないんです。

少し落ちついて考えてみたときに、一回の接種でこれだけ効果があつて、二回目接種するとこれだけの方にプラスになるということ、ワクチン

の量は限られているわけですから、国民には打つことができないんですよ。であるならば、一回接種にすれば、大ざっぱに言えば倍の方が打てるわけですね。倍の方が打てることによる疫学的な、このインフルエンザによって悲劇がもたらされない、そういう考えと、一回目よりも二回目接種が効果があつても半分の方しか打たなければ、インフルエンザワクチン自体が感染を予防するものではありませんが、とはいえ重篤化を防げる、少なくとも被害を一番小さくできる、そういう検討をするのは当然だと思ふんですが、その検討の経過をちよつと教えてください。

○長妻国務大臣 私どもも、間違いがないように、総合的に判断をして記者会見等で正式決定を公表させていただいているところであります。

その意味で、先ほども少し申し上げましたけれども、臨床試験というのを我々もきちつと行つて、その結果を見て間違ひのない形にしていこうということ、健康成人に対しては一回目接種してどの程度抗体が上がるのか、そして二回目接種の結果も既に出ました。そしてその日に即日我々は方針を公表した。そして、今、妊婦の方々についても、新型インフルエンザワクチンの接種の臨床試験を行つておりまして、十二月中旬に一回接種の結果が出ます。二回接種の結果は一月中旬に出る。それで、中高生でございまして、一回目の結果が十二月下旬に出る、一月の下旬に第二回の中間報告が出るということでございます。

そういう意味で、先日発表をさせていただいたのは、成人の方の二回目接種の結果が出た即日、私どももいたしましては、健康成人の方は一回接種でいい、そして基礎疾患をお持ちの方につきましては、お医者さんの判断で、免疫機能が後退している方等々を勘案して一回と二回を判断いたし、そういうことを発表させていただいていくところであります。

○棚橋委員 委員長、答弁をきちんとさせてください。私が聞いたのは、今例えば臨床試験をしたというならば、一回目の接種によってどれだけ効

果があつて、二回目の接種によってどれだけ上増し効果があつて、一方で、倍の方に打てるのとそうでないのでは、疫学的に見てもどれだけ国民の一番最悪のことが防げるか、それを聞いているんです。それを答えていないですよ。委員長、答えさせてください。お願いします。

○藤村委員長 それでは、足立政務官、時間が過ぎていきますので、端的に短くお答えください。

○棚橋委員 いや、委員長、申しわけないですけども、大臣に聞いております。

○藤村委員長 私は、足立政務官をまず指名いたしました。

○棚橋委員 委員長、私は、申しわけございませんが、大臣しか質問通告を出しておりません。大臣が手を挙げていますから、大臣にお願いいたします。

○藤村委員長 では、長妻大臣。

○長妻国務大臣 これは、私どももきちつとしたペーパーをこの委員会に提出しようと思ひます。

今、数字というのは、先ほど申し上げましたように、成人の方に第一回目に打つたときに、抗体が効果があるまで上がった方の数字はあります。そして、二回目打つてどこまで抗体が上がったかの数字はあります。それについて今持ち合わせておりませんので、突然のお尋ねです。

これは、委員……棚橋委員「何で隠すんですか」と呼ぶいや、隠していないですよ。委員、この国会の場で私は責任ある数字を、別に隠しているわけではなくて、資料はありますよ、あります、もしそうであれば、事前にそれ……

○藤村委員長 長妻さん、時間が過ぎていきますので、短く。

○長妻国務大臣 聞くということをやつていただければ、私もきちつとその数字を頭に入れて答弁する予定にしておりますけれども、今ここに数字はございしますが、これが本当に棚橋委員が言われた数字を適切に反映しているものなのかどうかについて、私もきちつと見ますので、この数字を別に隠しているわけではございません。これについ

てきちつと出しますので、しばらくお待ちをいただきましたと思います。

○藤村委員長 棚橋君、時間が過ぎていきます。短くまとめてください。

○棚橋委員 私が言っているものかどうかは別にして、今お手持ちの数字だけを教えてください。今お手持ちの数字を教えてください。

○藤村委員長 時間が過ぎていきますので、では、手短かに今の質問にのみ答えてください。

長妻大臣、短く答えてください。

○長妻国務大臣 ここに今数字は確かにございすけれども、これは別に隠しているわけじゃないんですよ、棚橋委員。これは、責任ある数字を、この質疑というのはインターネットの中継でも流れていて、国民の皆様方もごらんになつておられます。この数字についてきちつとしたペーパーをお出しするというふうに申し上げておりますので、ぜひそれをごらんいただきたいというふうに思ひます。

○藤村委員長 棚橋委員、時間が過ぎましたので、短くまとめてください。

○棚橋委員 残念です。民主党の委員長が数字だけ答えるようにとおつしやつたにもかかわらず、大臣が手元に数字がありながら出さない。何があるのか。大変残念ですが、くれぐれも、厚生労働大臣ないし政務三役というのは、素人的に、素人政権でやられると国民が物すごく不安で迷惑。ぜひその点を重々御重責を認識していただきますことをお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○藤村委員長 次に、高橋千鶴子君。

〔委員長退席、中根委員長代理着席〕

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。雇用情勢の改善が見られません。総務省が先月三十日に発表した労働力調査によると、九月の失業者数は、実数で、前月から二万人ふえ、三百六十三万人に上り、十一月連続の増加であります。

雇用調整助成金など、二百五十万人とも言われる企業内失業を入れると失業率九%に上るのではないか、このような野村証券金融経済研究所の指摘などもございます。

政府は、再び年越し派遣村をつくらない、こういふかけ声のもとに十月二十三日に緊急雇用対策を発表し、また、二次補正も取りだたをされています。手続の煩雑さや体制の強化は課題としてあるものの、ワンストップサービスや住居の確保などが確実にやられていくことを期待したいと思えます。

全労連の調査によると、反貧困ネットワークや日本共産党が参加して諸団体との共同でやられた街頭生活・労働相談、これは四十五都道府県、二百七十八カ所、六千五百八十五件の相談を受け付け、九百六十六人が生活保護を申請するなど、まさに今ワンストップサービスが広範な国民によって展開をされています。

大臣には、一つ最初に要望しておきます。ワンストップサービスをワンデーで終わらせないこと、行政もまず断らないこと、そしてたらい回しには絶対しないこと、このことをお願いしておきたいと思えます。

さて、同時に、政権交代を実現させるエネルギーとなったのは、年越し派遣村に象徴される雇用とセーフティネットの破壊、これを取り戻してほしいという労働者と国民の声でありました。ここに正面から向き合えるかが国会の責務だと思います。

そこで伺います。

労働者派遣法の抜本改正についてです。

来通常国会に提出するために、年内の取りまとめに向けて労政審の審議がやられております。ところが、労政審の担当部会の議論では、先ほど阿部委員からも少し紹介がありましたが、使用者委員からも、製造業四十七万、一般事務派遣二十八万、合わせて七十五万人が禁止の対象になり、これは派遣切りを促進する法案になるとか、勤労者の職業選択の自由を侵すもので憲法違反だなどと

驚くような議論がやられております。

そもそも、十月十五日の職業安定分科会労働力需給制度部会において清家座長は、前回の答申、つまり旧政府案をベースに議論を進めてもらいたいと発言をしているんです。これでは、政権がかわっても中身が変わりようがないではありませんか。

質問は、改正案の検討に当たっては、少なくとも、前国会に民主党、社民党、国民新党が出された三党案がベースになるものではないのか、伺います。

〔中根委員長代理退席、委員長着席〕

○長妻国務大臣 お答えをいたします。

今回の連立政権の三党政案合意にもございますように、登録型派遣の原則禁止、製造業派遣の原則禁止等々のものについて、この十月七日に私の名前、労働政策審議会、いわゆる労政審にこれを諮問させていただきました。今精力的に御議論をいただいている。いろいろな意見がその中で聞かされていくというところは私も承知しておりますけれども、こういう論点について私の方から諮問をさせていただいております。

いずれにしても、この審議会の結論を踏まえながら、私自身が法案の内容の最終的な決定を行って、来年の通常国会への法案提出を目指してまいりますので、この連立合意の範囲の中で法案を作成していきたいというふうに考えております。

○高橋(千)委員 今ちょっと思いがけない答弁でございました。大臣自身が労政審に対して、三党案が出された原則禁止について、製造業派遣や登録型派遣のことだと思えますけれども、諮問をしたとおっしゃいました。

資料の一枚目をご覧になつていただきたいと思えます。まさしく長妻大臣の名前による十月七日の諮問書であります。「今後の労働者派遣制度の在り方について」。

下の段の方を見ていただきたいんですけれども、「上記の法律案において措置することとして

いた事項のほか、製造業務への派遣や登録型派遣の今後の在り方、違法派遣の場合の派遣先との雇用契約の成立促進等、派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進のために追加的に措置すべき事項についても検討を行い、改めて法律案を提出する必要がある」とある。

この文面ではあくまでも「在り方」なんです。ですから、禁止をしたい、あるいは、もっと規制を強めたいという政府のメッセージは全く伝わりません。だから、座長が旧政府案をベースにおっしゃったのではないですか。

○長妻国務大臣 御存じのように、この労政審というのは普通の審議会ではございませんで、法律に基づく審議会、かつILO、国際機関などからするわけでございまして、この諮問の文章にもございますように、冒頭でも「近年、日雇派遣など社会的に問題のある形態」云々の記述で課題をここで明示し、そして「改めて法律案を提出する必要がある」ということも申し上げ、具体的に

は、登録型派遣の原則禁止の論点、製造業派遣の原則禁止の論点、日雇派遣禁止の範囲、マージン率の労働者への通知の是非、派遣労働者と派遣先の労働者との均等・均衡待遇等々についての論点について御議論をいただくということで申し上げているところでございます。

いずれにしても、最終的にその御議論を踏まえて私が法律を判断して、来年の通常国会を目指して今議論をしていただいているということでございます。

○高橋(千)委員 ですから、ILOが言っているのは、政府が政策を変更する、決定するにおいては、労働者、使用者それぞれの審議会を持つて、公益委員も、三者入っていますけれども、決定をするように、検討をするようにということを言っているのであつて、政府のメッセージが聞こえてこない、禁止やあるいは規制強化というようなことを考えているというのが伝わってこないんじゃないかということ指摘しているのではありません。

そこまでILOが、そういうふうなやり方とした表現じゃなければだめだと言っているわけではない。最初から諮問がこうであるから、中身も旧政府の枠を出ないのではないかとこのことを指摘させていただきます。

ただ、今、私自身が決意をしておつしやっておりますので重ねて伺いますけれども、例えば日米の大企業が集まる日米財界人会議が三日に共同声明を発表しました。その中で、非正規雇用の正社員化は非生産的な対策でしかないと言言をしています。低賃金諸国と日米両国の競争がますます激しくなっている中で、企業に厳格かつ硬直的な労働法規や社会的規制を課すことに両協議会は懸念を持っている、このような指摘をしているわけです。

そうすると、国際競争だからという話になると、やはり低賃金で使い捨て自由の雇用のシステムの維持が求められる。そして、先ほど紹介したような、労政審の中に出てくる使用者側の意見というの、まさにここに共通するものがあるわけなんです。

こういう理論にくみする立場なのか、基本的な立場が問われていると思うんです。せっかく新政権になって、貧困率を初めて発表いたしました。貧困の背景にある雇用の破壊、一千万人が二百万未満のワーキングプアである。これと本当に向き合つて、正社員が当たり前のルールをつくつていく決意があるのか、伺います。

○長妻国務大臣 今御指摘をいただいた話でございいますけれども、恐らくこちらにおられる与野党の委員の皆様方も、日本国はこれまでかなり行き過ぎた労働法制等の規制緩和があったということはおおむね程度の差こそあれ意識を共有しているのではないかと私は信じているところであります。

そのことによつていろいろなひずみが起こっておりますけれども、これまでは、正社員が企業に雇われる、年功序列賃金体系、企業は家庭のような役割も果たし、社会保障もきちっとそこでは適

用され、ある意味では企業単位で社会保障を担っている大きな役割を果たしていた。そのモデルが崩れているというのは、まさに労働法制等の緩和のなれの果てだということも私も十分理解をして、だからこそ、今回のマニフェスト、三党連立合意でもそういうことを書かせていただいているところでごいまして、やはり今の状況を立て直すということは私も論をまたないというふうに考えております。

○高橋(千)委員 もう一つ議題がございますので、こゝまでにしますけれども、労働法制緩和のなれの果てだということをおっしゃいましたので、それが本当に抜本改正という形で出てくるように、政府の強いメッセージが必要ではないかということを重ねて指摘をしたいのと、通告をしていただければ、時間も関係で要望にとどめますが、有期労働契約の問題についても、政府として今研究会が立ち上がっております。

製造業派遣の禁止などが聞えてくる中で、また請負や期間工への切りかえなどということも始まっている。あるいは、何年も反復雇用を繰り返していただいても実は登録型派遣だった、専門業務だから期間制限はないのだと言われて、突然、十七年たつて首を切られるとか、そうしたことが現実起こっているわけですね。ですから、派遣法の抜本改正と有期契約の規制強化、これはどうしてもやらなければならないということを重ねて指摘しておきたいと思っております。

そこで、次にお話ししたいのは、全国に広がる正社員切りの問題であります。工場閉鎖、再編などによる解雇あるいは労働条件の変更が相次ぎ、地域経済や雇用に深刻な影響を与えています。

資料の②、これは福島民報ですけれども、会津若松市の半導体工場、富士通マイクロエレクトロニクスが、今後FMLと呼びますが、LSI、高密度集積回路製造体制の再編を発表したという、これは一月三十一日の報道であります。従業員千五百人のうち半数近い七百人が配置がえかと報じられています。地域の動揺が中に書かれていま

す。めくつていただきますと、資料の③、これは岩手日報であります。同じ会社です。富士通MLの岩手工場。千七百人のうち約千三百人が再配置対象となり、再配置先が十六カ所になると報じられております。

岩手県、福島県ともに有効求人倍率は〇・三三倍と大変低いです。この間も、例えば会津地方では、富士通系列のスパンション・ジャパンの会社更生法、六百人近い削減、サテイ、中合など大型店の閉店が報じられています。岩手県では、八百七十人の正社員を抱えるソニー千厩テックの工場閉鎖、関東自動車、東芝などの期間社員打ち切りなど、まさに地域経済、雇用に大穴があいている状況であります。

伺いますが、そもそも再配置という言葉です。富士通が勝手に使っている言葉だと思いますが、そういう概念があるのでしょうか。

その中身なんです、北九州、京浜、いろいろな地区がございます。身分も正社員から契約社員、ばらばらです。でも、その多くは、退職金を加算して一たん退職させて、新たに契約社員にするというものであります。もちろん賃金とか処遇は割り引かれることになります。

いずれにしても労働条件の大幅な変更になり、本人の合意なしにはできないと思いますが、いかがでしょうか。

○長妻国務大臣 これは、まずもって、この個別の事案について具体的コメントができないということとは御理解をいただきたいというふうに思います。

その上で、一般論をいたしましては、裁判の判例などにおいて、殊さら多数回、長期にわたる使用者からの退職勧奨が一定の要件で違法とされた例があるということは承知をしているところであります。

厚生労働省としては、こうした裁判例の周知啓発により、違法となり得る退職強要がなされないよう取り組んでまいりたいというふうに考えてお

ります。

○高橋(千)委員 ちよつと次の質問の答えを先におっしゃったような気もしないでもないのですが、次の質問をしますのもう一回答えてください。

最初の質問は、本人の合意なしにはこうした労働条件の大幅な変更、つまり、配転だったり、一たん退職してまた契約社員になる、こういうふうなことはもちろん基準法からいっても違法であるということを確認したかったのです。

それから、再配置という言葉はそもそもないと思うのですが、では局長に一言確認して。○森山政府参考人 再配置という言葉につきましては、これは企業でつくっている言葉だと思っております。

法律上その再配置という言葉でいろいろなことが書いてございませぬけれども、先ほど来お話ございまして、裁判例等におきまして、その有効性、それからまた効力につきましては、いろいろな判例が出てくるところでございます。

○高橋(千)委員 非常に歯切れが悪くて……。

勝手に使っている言葉である、そういう言葉はないということだと思えます。それから、本人の合意なしにはできないというのは、基本的にはもう判例でも確立をされているということによろしいです。

次に行きたいと思うのですけれども、さつきちよつと大臣がお答えになったことが、実はこれなんです。資料の④を見ていただきたい。これは、このままプリントされて、退職願というものが出ております。富士通MLの会津若松工場の。ここには氏名を書いて判を押せばいいだけになっております。ところが、その理由について、「今般一身上の都合により二〇〇九年六月三十日付を以て退職いたしました」と、一身上の都合によりということとを最初から会社書いて、そして本人に書けと。だから、もう文字どおりこれは退職強要になるということによろしいですね。これは大臣。

○長妻国務大臣 これについても、個別の案件についてはお答えできないというのはぜひ御理解をいただきたいと思っておりますけれども、一般的に、退職を強要していくということに関して、これは最高裁、昭和五十五年七月十日の判決がございまして、いろいろな要件のもとでの判断がなされておられて、この判例というのを我々も重く受けとめて、いろいろ使用者からの退職勧奨が違法とされたという判例でございます。

これは、当局といたしまして、この判例の周知啓発にはきちつと取り組んで、こういう基準に基づいて我々も措置をしていこうというふうに考えております。

○高橋(千)委員 私は、きょうは長妻大臣に、せつかく大臣になられて、これまでの自民党政権のときの大臣の答弁をひとつ抜け出していただきたい、こういうことを思っているのではありません。それが、先ほどの個別の事情ではというお話でございます。

今紹介をした、この退職願の文章、これは書いてるように「一身上の都合により」と書かされている。そうすると、普通はこれは自己都合扱いされるわけですね。ところが会社側は、雇用保険の関係は会社都合でいいよと言っているのです。わかりますか。一身上の都合という退職願を書かせておきながら、雇用保険の関係は会社都合にしている。何でこんなことをするのでしょうか。

これは会社の社会的な体裁なわけですよ。社会的に、解雇をしたのではないのだと言っている。だけれども、本人には気の毒だから、一応、雇用保険を受けられるように会社都合にしている、こういう二枚舌を使っているんです。

こういうことはやはり認めるべきではない。社会的な批判を免れたい一心の身勝手な会社の意向に對して、やはりきちんと物を言っていかなければならない。肝心なことは、こういう意図に對して政府が認める仕組みになっているんですよ。例えば、一体何人が再配置に應じたのか、何人

が退職したのか、大量雇用変動届を出したのか、あるいは再就職援助計画を出したのか、雇用調整助成金を活用して解雇を回避しようとしたのか、個別企業なので一切答えられませんというわけです。こういう体質を変えるべきではありませんか。多くの労働者を雇用する企業の社会的責任からいっても、大量に離職者を出した場合の数、あるいは企業がとった対策を政府として公表すべきと考えます。

○藤村委員長 申し合わせの時間が過ぎていきますので、短くお答えください。

○長妻国務大臣 今御指摘のように、今御指摘のようにというのはその個別企業のことではございませんけれども、これもあくまで一般論でございますが、行政が問題企業に対してきちんと指導を行っているかどうかということの御懸念もあるのではないかと思います。

その意味で、今まで指導件数というものを全国ベースでなかなか詳細には公表してこなかったというところもございまして、私としては、事務方に、その公表をすればどういうやり方があるのかということを検討を命じておりまして、これについては私どもも検討をしております。

ただ、大量の離職等に関する再就職援助計画を提出するという点に関しては、これは全体数字のデータというものは公表しているところでありまして、その指導に着眼した全体数字のデータというものは公表していただくべきか、これはきちっと検討してまいりたいと思います。

○高橋(千)委員 済みません、時間がなくなつたので一言だけ要望を言わせてください。

今、検討という言葉がございましたので、これはミスター検討中であつてもいい意味の検討だと受けとめたいと思うのであります。

再就職援助計画のその一端がこの資料の五枚目なんです。つまり、麻生政権が最後にやった経済対策、ふるさと雇用再生特別基金事業、これを使って、富士通から退職になった人を介護施設で雇う。つまり、首を切った企業がまた国の税金で

補助金をもらつて、新たに、それもちよつぱりです。八十人です。こつやつて雇用する。ここにまた国が応援している。こういうのが社会的に見て許されるのかということが言われるのです。だから、企業に対してもしっかり物が言える、国もそうだし、自治体にも言わせる権限を持たせるといふことを、ぜひ今後検討されたいと思います。

以上です。

○藤村委員長 次に、江田憲司君。

○江田(憲)委員 たつた十分ですので、てきぱきといきたいと思ひます。よろしくお願ひします。まず、国民の手に政治を奪還するといつて、国民の期待を一身に受けて政権交代をして、大臣、副大臣、政務官、御就任されたことを心からお喜び申し上げます。

そうした民主党政権であるからこそ、ぜひ、国民の常識、世間の常識に照らして、胸にすんと落ちるような言葉でやはり政治を語ってほしい、そう私は思ふんです。長妻大臣も、私も何度か御一緒にメディアで話しましたけれども、私以上にラジカルでした。脱官僚とか天下りの根絶、そういうところに民主党政権への国民の期待がある。私も期待をしておりますから、ぜひその期待を裏切らないようにこれからも政権運営をしていただきたいと思ひます。

その点、午前中の議論でもあつたんですけれども、あれつと思ふことが結構あるんですよ。そこで、ちよつと冒頭、大臣、それは確かに天下りの根絶という意味で、齋藤次郎さんの問題、それから私が総理秘書官で同僚だった坂さんの副社長就任の問題、問題ありますよね。ただ、私はある意味でもつと問題だと思ふのは、坂さんの後の損保協会の副会長にまた元大蔵官僚、国税庁長官がついてるわけですよ。しかも、民主党政権のもとです。しかも、鳩山総理がもう天下りを根絶すると宣言された後に、肅々と損保協会の副会長に元大蔵省の役人がついていることこそ私は問題だと思ひますね。

これはもう長妻大臣には説明するまでもないですよ。損保協会の副会長というのは、五代、六代じゃないですよ、もう何代にもわたつて指定席のように大蔵省が占めてきた。これを鳩山政権が許しているというのが私は信じられないし、それに對して何か全然騒ぎが起きないというのも問題だし、メディアもそうです。メディアも指摘してないといふのはおかしいと思ふんですけれども、長妻大臣、どうですか。

○長妻国務大臣 鳩山政権では、天下りを許さないといふことで、まずは独立行政法人の人事が迫つておりましたので、これの自動的な役所からの天下りというのは、もう全面公募にして、厚生労働省所管の独立行政法人も、今、役員を公募して、ホームページにも載せて、優秀な民間の方が応募をしてくれているという報告も受けています。

その中で、五代続く天下り団体というのは、野党時代も私も資料請求をして明らかにしました。では、五代がいいのか悪いのか、四代がいいのか悪いのか、三代はどうなのか、この個別案件を見るのは、やはり所管官庁の大臣がその役所の天下り団体等の中身を見て対応するといふことが原則だと思ひます。

私自身は、厚生労働省所管のそういう団体について、補助金をカットする等々第一弾の見直しをいたしましたけれども、それについても今後とも取り組むといふことです。

○江田(憲)委員 いやいや、そういう問題ではなくて、これは独立行政法人でも何でもなくて、損保協会という、これはたしか社団でしたかね、いわば民間の団体なんです。そこに、まさに長妻さんがおつしやつていたように、もう何代も指定席のように、わたりのように同じ省庁が座つてい

るわけですよ。それが鳩山政権の、これはいつでしたかね、十月終わりにかにやられてるんですよ。それを許しているんですよ。それをどう思ひますかと言つてゐるんですよ。それはまさに、長妻さんに限らず民主党政権

の、これはもうさつぎの五代だ、四代だは関係ないんですよ。独法関係ない。要は、これはまさに、これを禁止しなきゃ何のわたりの禁止か、天下りの禁止かといふような典型的な事例ですから、こういうことが起こっていることについてどう思ひますかと聞いてゐるんです。ちよつと簡潔に。

○長妻国務大臣 いや、今、何代にもわたつて指定席というお話がありましたので申し上げたところでありまして、基本的には、個別の案件については、やはり所管する大臣がそれを判断して対応するといふのが初めの原則だといふふうに考えております。

○江田(憲)委員 だから、そういうことを言つても国民は、私は批判のために批判をしているんじゃないんですよ。そういうことをきつちりやつてほしいと思つてゐるんですよ。そうじゃないと、今まであなたが政治家としての筋を通してきた意味がないじゃないですか。大臣なんだから、それをきちつとやらないとだめだと言つてゐるんですよ。

もうこれ以上言いません、時間がないので。では、長妻大臣が一躍名をはせた年金記録問題といふのがありましたね。そこで、平成十九年に、前政権時代に責任検証委員会を設けて、歴代社会保障庁長官が一番責任が重いといふ結論を出しているんですが、それは同意しますか。する、しないで答えてください。

○長妻国務大臣 この消えた年金問題は、先ほどもこの場で答弁いたしましたけれども、五十年前にそういう問題があるといふ内部文書も出てまいりました。そういう意味では、積もり積もつて、表に出ずにそのまま、ある意味ではお上意識といひましようか、そういう意識もあり、こままで来てしまつたといふところで、もちろん歴代の社会保障庁長官の責任といふのは大変大きいものがあるといふふうに考えております。

○江田(憲)委員 それでは、今、歴代社会保障庁長官はどんなところに再就職していますか。これ

は全部挙げたら切りがないので、二、三挙げてく
ださい、固有名詞は要りませんから。どの団体
、それは固有名詞で答えてください。

○長妻国務大臣 歴代の社保庁長官でございます
けれども、お一人は財団法人厚生年金事業振興団
顧問、お一人は財団法人日本障害者スポーツ協会
会長、お一人は社団法人国際厚生事業団非常勤理
事等々であります。

○江田(憲)委員 それでは、厚生労働省所管のこ
とだけに限る今の団体、これははっきり言うとな
らば、一番責任の重い方々が今優雅な天下り人生を謳歌
しているわけですよ。先ほど冒頭申し上げました
ように、国民感情からして許されざるべきこと、
そういうことでしょうか。

ですから、所管の団体なんですから、今の天下
りの方々をどう今後処遇するんですか、責任追及
という意味を含めて。六十歳、六十五歳以上の人
は、やめても年金ももらえるわけですよ、公務員の
共済年金が。しかも割り増しなわけですよ、民間
の厚生年金と比べれば。やめても何も困らない。
ですが、けじめをつける。

ここでちょっと、追及してきた一番の急先鋒
だったわけですから、大臣としての所見を伺いま
す。

○長妻国務大臣 この案件だけではなくて、天下
りに甘いという言葉をいただきましたけれども、可
なり厳しく厚生労働省の中で、五代続く団体
にはまずは半分補助金をカットし、天下り団体
については一律まずは一割補助金をカットし、公
益法人も、指定席の案件については、独法だけ
はなくて、公募も実行するという事になってお
ります。それは、あくまでまず第一弾の考え方を
示しております。

その中で、いわゆる天下り団体の弊害、持参金
型天下り等々いろいろなパターンがございますけ
れども、それを見直す中でこれらの問題にも取り
組んでいきたいというふうに考えております。

○江田(憲)委員 それでは一点確認しますが、鳩
山総理がおっしゃった天下りの根絶というのは、

これから先天下りを根絶するのであって、これま
で天下った人には、そういう補助金だ云々の話が
ありますけれども、例えばその地位を奪うとか、
そういった根絶はしないということでは理解してよ
ろしいですか。

○長妻国務大臣 いや、そうではございません。

例えば、私の所管の厚生労働省では、就任して
直後に独立行政法人の役員ポストの数を削減いた
しましたし、先日は、嘱託という形で非常に見え
ない不透明なポスト、三独立行政法人にござい
ましたけれども、これも年内に廃止するという方
針を打ち出しております。

一回何か宣言をしたら終わりではありませ
ん、既に天下つておられる部分も含めて、補助金
の使い方も含めて見直しを不断にすること
で、事業仕分け等でも厚生労働省の団体も指摘を
厳しく受けているところであります。

○江田(憲)委員 それは迅速な対応だったと思
います。さすがは大臣だと思えますよ。

ですから、すぐ首を切れるとは言いませんよ。
しかし、一番大臣が追及してきたこの記録問題、国
民に多額の損害を与えている。一番の責任者が歴
代社会保険庁長官というのであれば、次の任期切
れのときに、もうそれ以上天下りさせないとい
うことはできるわけでしょう、少なくとも。どう
ですか。

○長妻国務大臣 これは先ほどの答弁の繰り返し
になりますけれども、この部分の、天下りも含め
て、厚生労働省、多数の天下りの方々、もう既に
再就職している方々がおられますので、そういう
問題について、補助金あるいは人事の面も含めて
今後見直ししていく、その中で、御指摘の問題も大
きなテーマであるというふうに認識しております。

○藤村委員長 江田君、時間が過ぎております。
取りまとめてください。

○江田(憲)委員 はい、わかりました。
だから、冒頭に言ったんです、胸にすんと
ね。やはり、民主党政権になったんですから。昔

官僚が言っていたようなこと、昔前政権が言っ
ていたようなこと、そんなことを言っていたよう
で、期待が大きいくだけに本当にすぐこうなりま
すから。長妻さんは、この人はそういう意味では一
番同じ方向を向いている政治家だなと私は思っ
たので、ぜひあれしてくださいます。

○長妻国務大臣 引き続き、説明を申し上げます。
ただいま議題となりました新型インフルエンザ
予防接種による健康被害の救済等に関する特別措
置法案について、その提案の理由及び内容の概要
を御説明申し上げます。

要は、年金記録問題のように、幹部職員が結果
的に多額の損害を国民に与える、そうした場合
に、私は、下の方の公務員の責任まで問えとは言
いませんけれども、幹部職員にはしっかりと何ら
かの、損失補てんであるとかそういう責任が問え
るような法整備とか制度というのを、ぜひこの民
主党政権、国民の常識が通用するこの民主党政権
として検討していただきたいんですけれども、い
かがでしょうか。

○藤村委員長 長妻大臣、手短にお願します。

○長妻国務大臣 御存じのように、今も予算執行
責任法という法律があります。一定の要件につ
いてはお役人が個人で弁償する、そういう法律もあ
りますけれども、非常に使い勝手が悪く、ほとん
ど適用されていないという問題もよく理解してお
りますので、これは内閣全体で考える問題であり
ます。私も、その点については今後検討をし
て、声を上げていきたいというふうに考えており
ます。

○江田(憲)委員 以上で終わります。ありがと
うございました。

○藤村委員長 内閣提出、新型インフルエンザ予
防接種による健康被害の救済等に関する特別措置
法案を議題といたします。長妻厚生労働大
臣。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の
救済等に関する特別措置法案

〔本号末尾に掲載〕

○長妻国務大臣 引き続き、説明を申し上げます。

国内で今般発生している新型インフルエンザに
ついては、季節性インフルエンザと類似する点が多
く見られますが、基礎疾患を有する方、妊婦等
において重症化する可能性が高いこと、国民の大
多数に免疫がないことから、季節性インフルエン
ザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、国民
の健康を初め、我が国の社会経済に深刻な影響を
与えるおそれがあります。

このため、政府においては、新型インフルエン
ザの発生は、国家の危機管理上重大な課題である
との認識のもと、その対策に総力を挙げて取り組
んでいるところであります。

今回の新型インフルエンザ予防接種について
は、新型インフルエンザ対策の一つとして、接種
の必要性がより高い方に優先的に接種機会を確保
しつつ、その他の国民についても接種機会を提供
できるよう、厚生労働大臣が実施主体として臨時
応急的に実施することとしております。

このような中、厚生労働大臣が行う新型イン
フルエンザ予防接種による健康被害を救済するため
の給付を行うとともに、特例承認を受けた新型イ
ンフルエンザワクチンの製造販売業者等に生ずる
損失を政府が補償することにより、新型インフル
エンザ予防接種の円滑な実施を図ることを目的と
して、この法律案を提出した次第でございます。

次に、この法律案の内容について、その概要を
御説明申し上げます。

第一に、新型インフルエンザ予防接種による健
康被害の救済措置として、厚生労働大臣は、み
ずから行う新型インフルエンザ予防接種を受けた
方が、疾病にかかり、障害の状態となり、または

死亡した場合において、当該疾病、障害または死亡が当該新型インフルエンザ予防接種を受けたことによるものであると認定をしたときは、給付を行うこととしております。

第二に、政府は、特例承認を受けた新型インフルエンザワクチンの製造販売業者を相手方として、当該製造販売業者から厚生労働大臣が購入する新型インフルエンザワクチンの使用により生じた健康被害に係る損害を賠償すること等により当該企業に生じた損失等について政府が補償することとを約する契約を締結することができることとしております。

なお、この法律の施行期日については、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○藤村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十日金曜日午前八時五十分理事

会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十五分散会

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済措置(第三条―第十条)

第三章 特例承認新型インフルエンザワクチン製造販売業者との補償契約(第十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別の措置を講ずるとともに、新型インフルエンザワクチンの使用による健康被害に係る損害を賠償すること等により特例承認新型インフルエンザワクチン製造販売業者等に生ずる損失について政府が補償することにより、新型インフルエンザ予防接種の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「新型インフルエンザ」とは、インフルエンザであつて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第七項第一号に掲げる新型インフルエンザに該当するものとして同法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣が平成二十一年四月二十八日にその発生に係る情報を公表したものをいう。

2 この法律において「新型インフルエンザワクチン」とは、新型インフルエンザに係るワクチンをいう。

3 この法律において「新型インフルエンザ予防接種」とは、新型インフルエンザに対して免疫の効果を得させるため、新型インフルエンザワクチンを、人体に注射し、又は接種することを含む。

4 この法律において「特例承認新型インフルエンザワクチン製造販売業者」とは、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者であつて、新型インフルエンザワクチンの製造販売(同法第十二条第二項に規定する製造販売をいう。)について、同法第十四条の三第一項の規定により同法第十四条の承認を受けているもの(当該承認を受けようとするものを含む。)をいう。

第二章 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済措置

(新型インフルエンザ予防接種による健康被害

の救済のための給付)

第三条 厚生労働大臣は、自らが行う新型インフルエンザ予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該新型インフルエンザ予防接種を受けたことによるものであると認定したときは、次条及び第五条に定めるところにより、給付を行う。

2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

(給付の範囲)

第四条 前条第一項の規定による給付(以下この章において「給付」という。)は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に對して行う。

一 医療費及び医療手当 新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者

二 障害児養育年金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者

三 障害年金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者

四 遺族年金又は遺族一時金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族

五 葬祭料 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

(政令への委任)

第五条 前条に定めるもののほか、給付の額、支給方法その他給付に關して必要な事項は、政令で定める。

機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)第十五条第一項第一号イに規定する副作用救済給付に係る同法第十六条第一項第一号から第四号までの政令及び同条第三項の規定に基づく政令の規定を参酌して定めるものとする。

(損害賠償との調整)

第六条 厚生労働大臣は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。

2 厚生労働大臣は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の徴収)

第七条 厚生労働大臣は、偽りその他の不正の手段により、給付を受けた者があつたときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第八条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第九条 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(保健福祉事業の推進)

第十条 国は、第四条第一号から第三号までに掲げる給付の支給に係る者であつて居宅において介護を受けるものの医療、介護等に関し、その家庭からの相談に應ずる事業その他の保健福祉事業の推進を図るものとする。

第三章 特例承認新型インフルエンザワクチン製造販売業者との補償契約

第十一条 政府は、厚生労働大臣が新型インフルエンザワクチンの購入契約を締結する特例承認

新型インフルエンザワクチン製造販売業者を相手方として、当該購入契約に係る新型インフルエンザワクチンの国内における使用による健康被害に係る損害を賠償することその他当該購入契約に係る新型インフルエンザワクチンに関して行われる請求に応ずることにより当該相手方及びその関係者に生ずる損失を政府が補償することを約する契約を締結することができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行前に新型インフルエンザ予防接種を受けた者についての適用等)

第二章の規定は、次条に規定する場合を除き、この法律の施行の日以下「施行日」という。前に厚生労働大臣が行った新型インフルエンザ予防接種を受けた者についても適用する。

2 前項の場合において、同項に規定する者に係る当該新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について、この法律の施行の際現に独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対してされている副作用救済給付(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第一号イに規定する副作用救済給付をいう。以下同じ。)又は感染救済給付(同条第一項第二号イに規定する感染救済給付をいう。以下同じ。)の請求は、厚生労働大臣に対してされた第三条第一項の規定による給付の請求とみなす。

3 第一項の場合において、同項に規定する者に係る当該新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について、施行日前に副作用救済給付又は感染救済給付を支給しない旨の決定がされている場合における当該新型インフルエンザ予防接種を受けた者についての第三条第一項の規定の適用については、同項中「受けたことによるもの」とあるのは、「受けたことによるもの(独立行政法人医薬品医療

機器総合機構法第四条第六項に規定する医薬品の副作用又は同条第九項に規定する生物由来製品を介した感染等による疾病、障害又は死亡に該当するものを除く。」とする。

第三条 施行日前に厚生労働大臣が行った新型インフルエンザ予防接種を受けた者に係る当該新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について、施行日前に副作用救済給付又は感染救済給付を支給する旨の決定がされている場合における当該新型インフルエンザ予防接種を受けた者については、第三条第一項の規定は、適用しない。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正)

第四条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部を次のように改正する。

附則第十九条の次に次の一条を加える。

(新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法との適用関係の調整)

第十九条の二 副作用救済給付又は感染救済給

五十七の二 厚生労働省

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法(平成二十一年法律第一号)による同法第三条第一項の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(検討)

第六条 政府は、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種の実施状況、新型インフルエンザ予防接種の有効性及び安全性に関する調査研究の結果等を勘案し、将来発生が見込まれる新型インフルエンザ等感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。)に係る予防接種の在り方、当該予防接種に係る健康被害の救済措置の在り方等について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

する理由である。

平成二十一年十一月二十七日印刷

平成二十一年十一月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D